【 資料１ 】

唐津市男女共同参画基本計画
（第５次）

（素案）

唐津市

目次

第１章　計画策定に当たって 1
　１．計画策定の趣旨 1
　２．計画の位置づけ 2
　３．計画の期間 2
第２章　男女共同参画に関する動向 3
　１．国際的な動向 3
　２．国内の動向 6
第３章　本市の現状と課題 11
　１．統計からみる本市の現状 11
　２．アンケート調査から見る現状と課題 17
　３．前計画の指標の達成状況 26
第４章　計画の理念と体系 30
　１．基本理念 30
　２．基本目標 31
　３．計画体系 33
第５章　施策の展開 34
　基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり 34
　１－１　固定的な性別役割分担意識の解消 34
　１－２　幼少期からの男女共同参画意識の形成 35
　１－３　市役所での取組強化 37
　基本目標２　あらゆる分野での女性活躍の推進 38
　２－１　職場における男女共同参画と女性活躍の推進 38
　２－２　農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進 39
　２－３　政策・方針決定過程への女性の参画促進 41
　２－４　ワーク・ライフ・バランスの推進 42
　基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり 44
　３－１　男女間のあらゆる暴力の根絶 44
　３－２　相談体制の整備と被害者支援の充実 45
　３－３　被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化 48
　基本目標４　安全・安心な社会づくり 49
　４－１　地域防災における男女共同参画の推進 49
　４－２　生涯を通じた心身の健康支援 50
　４－３　誰一人取り残さないための支援 52
　４－４　困難な問題を抱える女性への支援 54
第６章　計画の推進 56
　１．計画の推進体制 56
　２．計画の管理と評価 56
　３．成果指標・活動指標一覧 57
資料編 61
　１．用語の解説 61

２．唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱 67
３．唐津市男女共同参画推進本部設置要綱 69
４．唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿 71
５．本計画策定の経過 72
６．男女共同参画社会基本法 73
７．配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 78
８．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 88
９．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 98

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第１章　計画策定に当たって

１．計画策定の趣旨

日本国憲法では個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、我が国では国際社会の取組と連動して男女共同参画社会(※)の実現に向けた取組が進められてきました。1999（平成 11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置づけられています。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上で喫緊の課題となっています。

唐津市では 2005（平成 17）年９月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、2020（令和２）年３月に「唐津市男女共同参画行動計画（第３次）」・「唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第２次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、３つの計画を一本化して「唐津市男女共同参画基本計画（第４次）」（以下「前計画」という。）を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかし、男女間の格差や性別による固定的役割分担意識等は、様々な場面においていまだに見られることがあります。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあることから、引き続き女性活躍の推進、働き方の見直しなど様々な取り組みを進めていく必要があります。持続可能な本市の未来のためにも、今後、あらゆる場面での女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス(※)の考え方の浸透は大切な要素のひとつと考えられます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）(※)の防止対策や、性的マイノリティ(※)の方に対する配慮・理解増進等、多くの課題への対応も求められています。コロナ禍により経済的な困窮状態に陥ったり、ＤＶを受ける女性が表面化したりしたことから、女性に対する経済面での自立支援、暴力や虐待等に関する相談・支援の対応力強化も求められています。

このようなことから、本市の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に推進するため、「唐津市男女共同参画基本計画（第５次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

２．計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項及び条例第９条に規定する「男女共同参画基本計画」です。そして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法(※)）」第２条の３第３項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法(※)）」第６条第２項、2024（令和６）年４月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法(※)）」第８条第３項のそれぞれに定める市町村基本計画としても位置づけています。

３．計画の期間

本計画の期間は、2025（令和７）年度から 2029（令和 11）年度までの５年間とします。

第２章　男女共同参画に関する動向

１．国際的な動向

国連が提唱した「国際婦人年」である 1975（昭和 50）年に、メキシコで第 1 回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和 54）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約(※)）」が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行等、個人の意識改革も求められています。

1995（平成７）年には、北京において第４回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成 12）年には、ニューヨークにおいて「女性 2000 年会議（国連特別総会）」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。2020（令和２）年に開催された「第 64 回国連女性の地位委員会（北京+25）」では、いかなる国もジェンダー(※)平等や女性と少女のエンパワーメント(※)を達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危惧が示され、さらなる取組の重要性が確認されました。

また、2015（平成 27）年には国連で持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ(※)）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。ＳＤＧｓの 17 の目標の５つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、女性や女児に対する差別や暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

《近年の主な動向》

年	内容
2015（平成 27）年	・国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」採択 ・第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催（ニューヨーク） ・第３回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組(※)」（防災関係者として女性の参画と女性の能力開発等）採択
2016（平成 28）年	・女子差別撤廃条約実施状況第７回及び第８回報告の審議・最終見解の公表
2017（平成 29）年	・G20 ハンブルクサミット「女性起業家資金イニシアティブ(※)」採択
2018（平成 30）年	・Ｇ７外務大臣会合「Ｇ７女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ(※)」採択
2019（令和元）年	・ＩＬＯ「仕事の世界における暴力及びハラスメント(※)の撤廃に関する条約(※)」の勧告及び採択

年	内容
2020（令和２）年	・第 64 回国連女性の地位委員会（北京+25）開催（ニューヨーク）
2021（令和３）年	・ＡＰＥＣ「女性と経済フォーラム」ハイレベル政策対話
2023（令和５）年	・Ｇ７広島サミット首脳宣言

《本計画と特に関連が深いＳＤＧｓ》

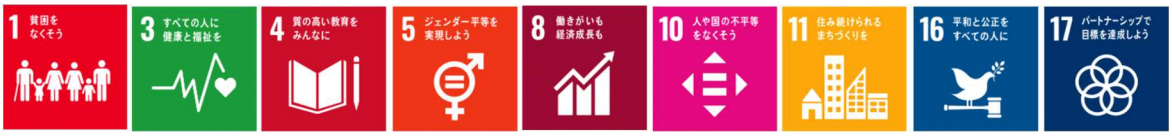

1．あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
3．あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4．すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5．ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
8．包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
10．国内及び各国家間の不平等を是正する
11．包摂的で安全かつ強靱（レジリエント(※)）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16．持続可能な開発のための平和で包摂的な社会(※)を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17．持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ(※)を活性化する

2023（令和５）年５月に開催されたＧ７広島サミットでは、ジェンダー平等について、独立した項目として述べられるだけでなく、他の分野でも言及がされました。

◆Ｇ７広島サミット首脳宣言（概要）

【ジェンダー】
あらゆる多様性をもつ女性及び女児等の政治、経済、教育及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させるため、社会のあらゆる層と共に協働していく。
長年にわたる構造的障壁を克服し、教育等の手段を通じて有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させる。
あらゆる形態の、性的及びジェンダーに基づくオフライン及びオンラインにおけるハラスメントや虐待、援助に関連した性的搾取や虐待を撲滅する。

リスキリング(※)と技能向上の促進、働きがいのある人間らしい労働条件の促進、あらゆる多様性をもつ女性の金融包摂の強化及びジェンダー間の賃金格差を解消する。

女性の完全なエンパワーメントと、指導的地位を含むあらゆるレベルの意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を促進する。

【保健】

特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利を更に推進する。

【労働】

有給・無給のケアワーク(※)や家事の不平等な分担等、根本的な差別的社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を行う。

【教育】

全ての学習者の教育機会を保護し、ジェンダー平等とあらゆる多様性をもつ全ての女性及び女児のエンパワーメントを、教育において、また、教育を通じて推進するというＧ７のこれまでのコミットメント(※)を堅持する。

コラム

● 政治・経済活動分野でのジェンダー・ギャップ(※) ●

2024（令和６）年６月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」において、我が国は 118 位（146 か国中）と非常に低い結果となっています。

毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移をみても、我が国は、常に低い順位となっています。この理由は、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多いと考えられます。

■ ジェンダー・ギャップ指数 ■

（146 か国中の順位）	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド（1 位）	0.815	0.992	0.962	0.972	0.935
フィンランド（2 位）	0.796	1.000	0.970	0.734	0.875
ノルウェー（3 位）	0.799	0.993	0.962	0.746	0.875
↓					
英国（14 位）	0.717	1.000	0.965	0.474	0.789
↓					
米国（43 位）	0.765	1.000	0.970	0.251	0.747
↓					
韓国（94 位）	0.605	0.980	0.976	0.223	0.696
↓					
中国（106 位）	0.737	0.934	0.940	0.123	0.684
↓					
日本（118 位）	**0.568**	**0.993**	**0.973**	**0.118**	**0.663**

資料：The Global Gap Report 2024

上表から、日本は、特に「政治」や「経済活動」の分野で指数が低いことがわかります。

２．国内の動向

（１）国の動向

1975（昭和 50）年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和 52）年に女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。そして、1985（昭和 60）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法(※)）」を制定する等、国内法の整備が進められました。

1999（平成 11）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第２次～第４次と改定が進み、2020（令和２）年には第５次男女共同参画基本計画が策定されました。

分野ごとでの動きを見ていくと、労働分野では、1991（平成３）年に「育児休業等に関する法律（育児休業法）」、2015（平成 27）年８月には「女性活躍推進法」が、そして 2018（平成 30）年には多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が制定され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、2019（令和元）年には「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画(※)の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。この間、「育児休業法」は度重なる改正が行われ、2021（令和３）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法(※)）」の改正により、希望に応じて性別等にかかわりなく仕事と育児等を両立できるよう、出生時育児休業制度等が盛り込まれました。

政治分野では、2018（平成 30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

性犯罪や暴力に関する分野では、2001（平成 13）年に「ＤＶ防止法」が施行され、2017（平成 29）年には性犯罪に関する「刑法」の大幅改正により強姦罪が強制性交等罪へ改められ、監護者性交等罪が新設される等、犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、2019（令和元）年には、「ＤＶ防止法」の改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、ＤＶ対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化するとともに、保護の適用対象としてＤＶ被害者の同伴家族が含まれること等が盛り込まれました。さらに、2023（令和５）年５月に「ＤＶ防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等について、一部の規定を除き、2024（令和６）年４月から施行されました。

コロナ禍において表面化した課題への対応として、孤独・孤立対策や保護更生等の観点から複雑化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援について、2022（令和４年５月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和６）年４月に施行されました。

《近年の国の主な動向》

年	内容
2015（平成 27）年	・「女性活躍推進法」制定
2017（平成 29）年	・性犯罪に関する「刑法」改正（強姦罪を強制性交等罪へ変更）
2018（平成 30）年	・「働き方改革関連法」制定 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019（令和元）年	・「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化等） ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」制定（連携・協力機関として児童相談所が明文化）
2020（令和２）年	・「第５次男女共同参画基本計画」策定
2021（令和３）年	・「育児・介護休業法」改正（出生時育児休業制度の創設等）
2022（令和４）年	・「困難女性支援法」制定
2023（令和５）年	・「ＤＶ防止法」改正（保護命令制度の拡充等）
2024（令和６）年	・「困難女性支援法」施行

ア．国の第５次男女共同参画基本計画

国の「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（以下「第５次計画」という。）」は、新型コロナウイルス感染症拡大によって表面化した課題や、我が国のジェンダー・ギャップ指数の低さ、性別にとらわれない多様な人々の包摂等、様々な観点を考え、2030（令和 12）年度末までの「基本認識」並びに 2025（令和７）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものとして 2020（令和２）年 12 月に閣議決定されました。

◆第５次計画に掲げられている目指すべき社会

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

◆第５次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

＜新たな目標＞

○2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。

○そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める。

◆第５次計画における政策の柱

Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

第１分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第２分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第３分野 地域における男女共同参画の推進

第４分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第５分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第６分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第７分野 生涯を通じた健康支援

第８分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第９分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅳ 推進体制の整備・強化

イ．女性活躍・男女共同参画の重点方針について

2024（令和６）年６月 11 日、内閣府男女共同参画局において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024)」が決定されました。なお、重点方針は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するため毎年６月頃に政府決定するもの

です。

重点方針 2024 では、第５次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うため、以下の４つの重点事項（Ⅰ～Ⅳ）等を定めています。

◆女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）

Ⅰ 企業等における女性活躍の一層の推進

（１）企業における女性の採用・育成・登用の強化
（２）科学技術・学術分野における女性活躍の推進
（３）女性起業家の支援

○女性役員登用目標の達成に向けた各企業の行動計画策定促進及び普及啓発
○女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業への支援
○理工系分野の女子生徒等の育成支援
○プログラミング教育の充実
○課題を抱える女性起業家への支援

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（１）所得向上、リスキリングの推進
（２）仕事と育児・介護の両立の支援
（３）仕事と健康課題の両立の支援
（４）地域における女性活躍・男女共同参画の推進

○デジタルスキルの習得支援・デジタル分野への就労支援
○「年収の壁」を意識しない就労環境支援
○男女問わず育児・介護とキャリア形成との両立支援
○女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等の防止
○地域の企業における女性活躍の推進
○地域リーダーの意識醸成・育成の推進
○固定的な性別役割分担意識の解消

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（１）男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
（２）配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化
（３）困難な問題を抱える女性への支援
（４）生涯にわたる健康への支援

○防災の現場等における女性の参画拡大
○配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び支援、相談体制の整備及び周知等の一層の強化
○性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援の強化
○困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援
○生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討
○スポーツ分野における女性参画・活躍

Ⅳ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

（１）男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進
（２）政治・行政分野における男女共同参画の推進

○あらゆる分野の政策・事業の計画等において、男女別の影響やニーズの違いを考えた検討・立案の実施
○あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
○女性の政治参画に向けた課題整理
○地方議会における女性の政治参画の先進事例の情報共有
○各府省における各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標の設定

（２）佐賀県の動向

佐賀県は、2021（令和３）年に「第５次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、男女共同参画社会基本法第３条から第７条と、佐賀県男女共同参画推進条例第３条に基づき、「男女が個人として尊重される社会」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際社会の動向を踏まえた取組」の５つの基本理念を設定しています。

その上で、人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことを目指しています。

◆第５次佐賀県男女共同参画基本計画の体系

※計画期間：2021（令和３）年度～2025（令和７）年度

基本的方向	①男女共同参画推進の基盤づくり ②安全・安心に暮らすことができる社会づくり ③女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

基本的方向	重点目標
①男女共同参画推進の基盤づくり	（１）男女共同参画について男女双方の意識の形成 （２）幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成
②安全・安心に暮らすことができる社会づくり	（３）男女間のあらゆる暴力の根絶 （４）生涯を通じた男女の健康支援 （５）生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備 （６）防災・復興における男女共同参画の推進
③女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	（７）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革・重点目標 （８）政策・方針決定過程への女性の参画の推進 （９）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

第３章　本市の現状と課題

１．統計からみる本市の現状

（１）人口の推移

近年、本市の人口は減少傾向にあります。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の３区分別人口割合を見ると、年少人口（０～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少しており、老年人口（65 歳以上）は増加が続いています。

◆人口及び年齢三区分別人口の割合の推移◆

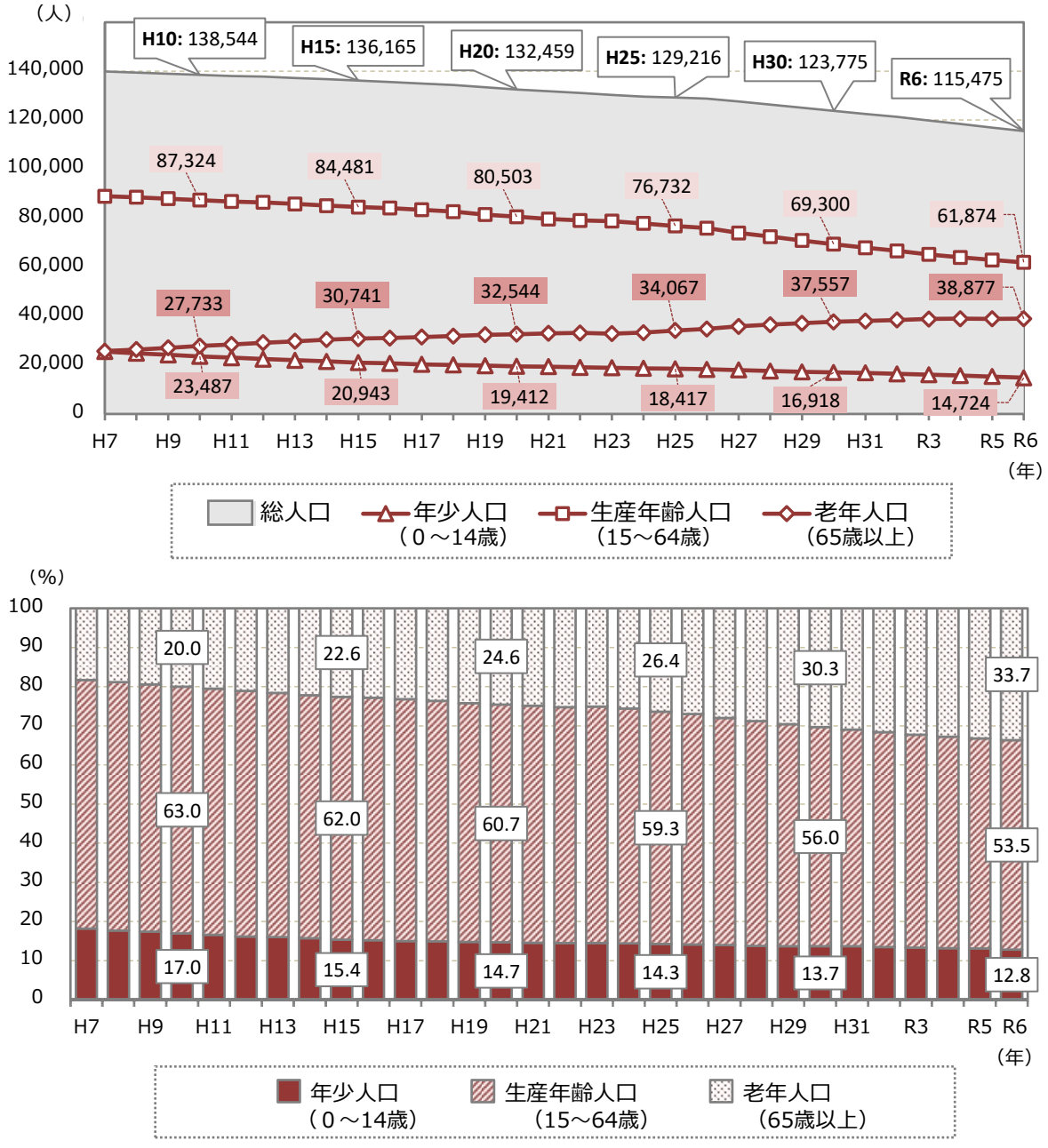

資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は各年 3 月 31 日時点、H26～は各年 1 月 1 日時点

（２）５歳階級別人口比

５歳階級別人口比は、全国と比べて、男女ともに 20～59 歳が低く、０～19 歳と 65 歳以上は高くなっています。

◆５歳階級別人口比の構成◆

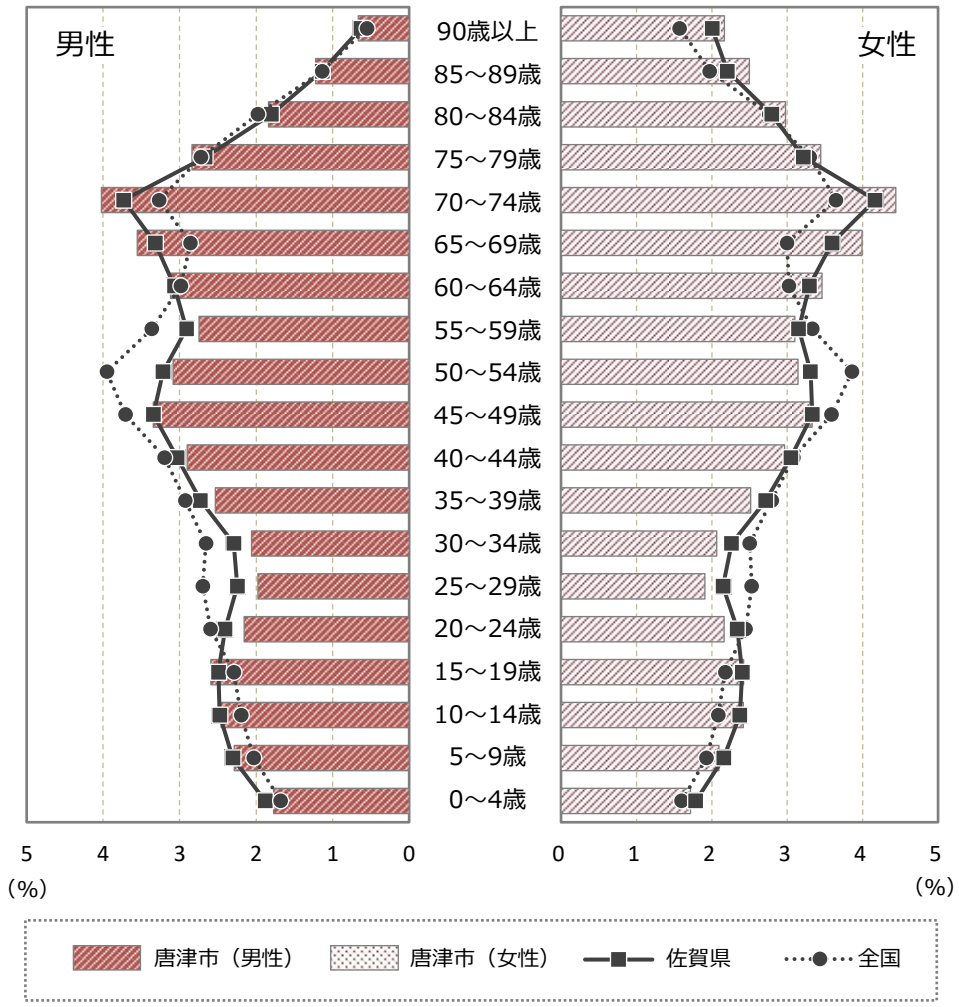

資料：総務省「住民基本台帳」※2024（令和６）年１月１日時点

（３）女性の就業状況

女性の就業状況について、子育て世代（20～40 歳代）の労働力率は、全国平均と比べて高くなっています。その一方、結婚・妊娠・出産等の理由により離職する女性が多いことによる、いわゆる「M字カーブ※」の状況が見られます。

◆年齢階級別女性の労働力率◆

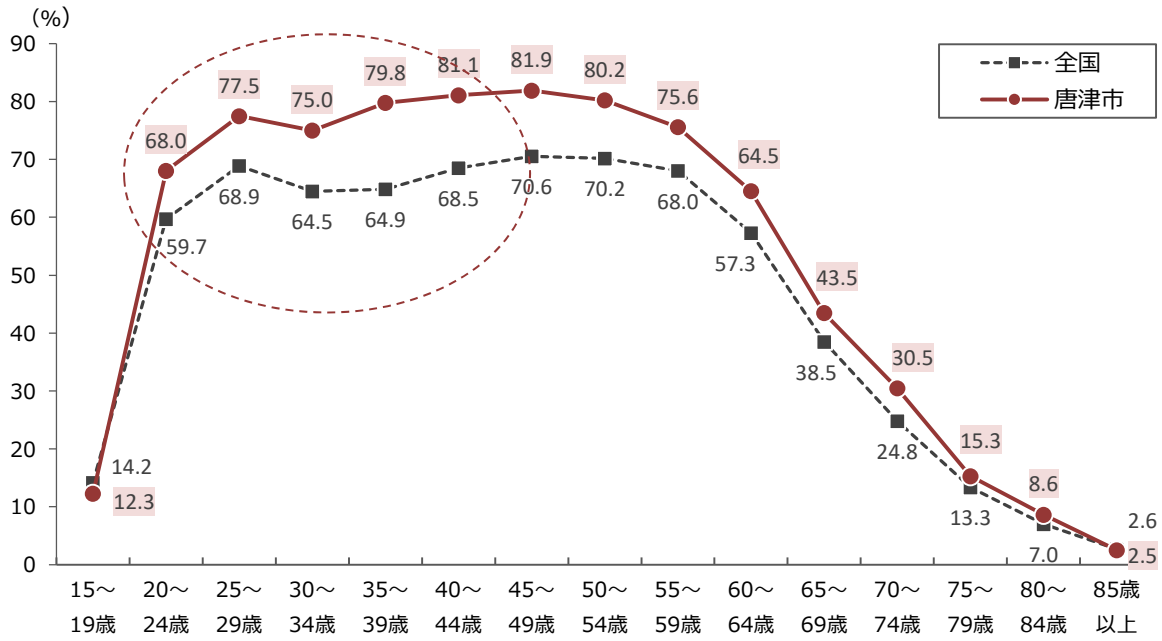

資料：総務省「国勢調査」2020（令和２）年

※「M字カーブ」とは？

女性の年齢別に見る労働力人口の割合をグラフで示した場合、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことからついた言葉です。

（４）産業人口

男女別産業人口は、男性では「建設業」が最も多く、次いで、「製造業」、「卸売業・小売業」の順となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「製造業」の順となっています。

◆男女別産業人口◆

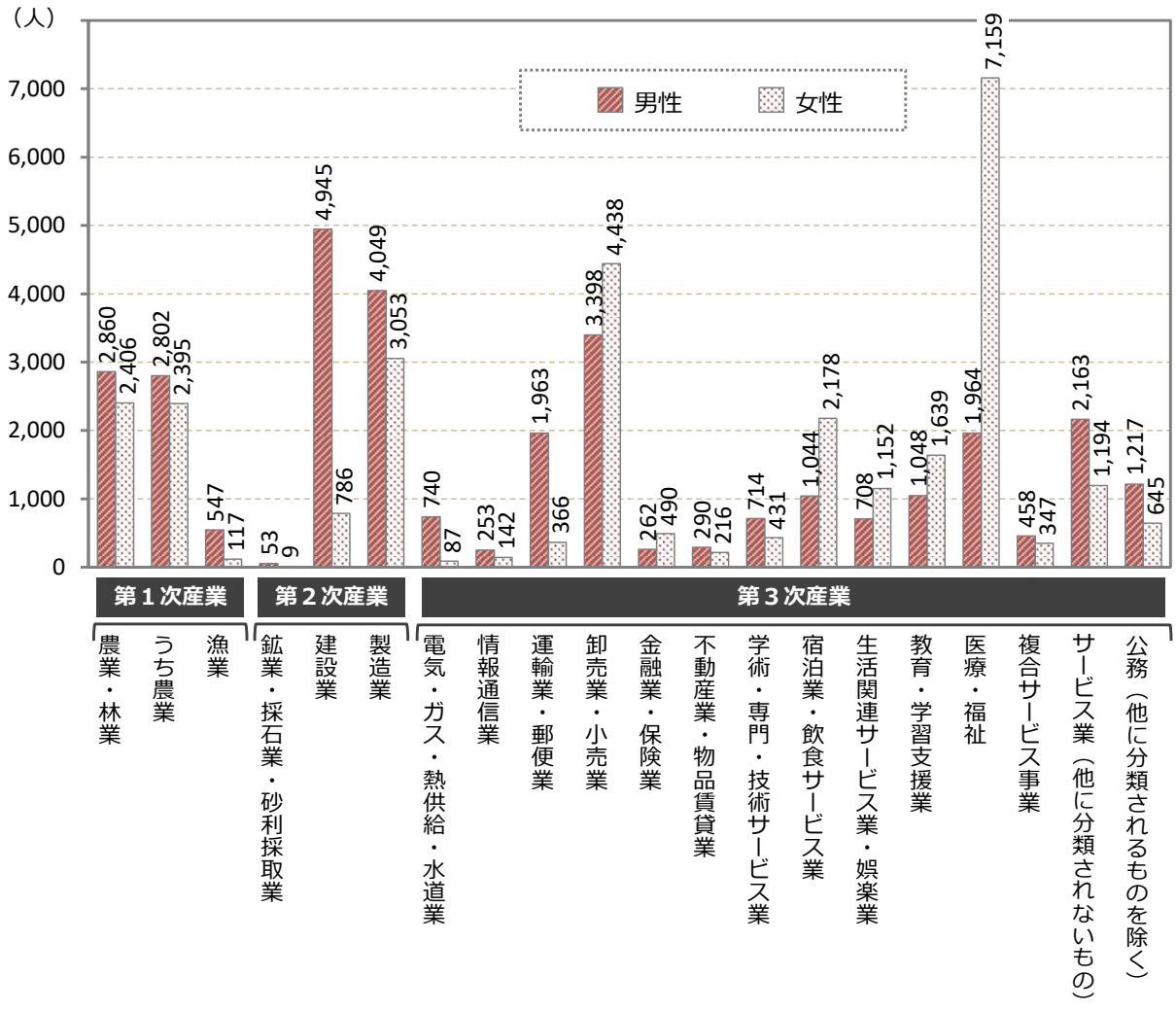

資料：総務省「国勢調査」2020（令和２）年

（５）本市における公職等の女性参画

○職員における管理職に占める女性の割合は、2023（令和５）年度は 12.5%（16／128 名）なっています。また、一般行政職について、2023（令和５）年度の部局長職に占める女性の割合は 8.3%（１／12 名）、課長相当職に占める女性の割合は、11.4%（８／70 名）となっています。県内自治体において、それぞれの割合は高くない状況です。

○審議会等の委員に占める女性の割合は、2023（令和５）年度で 33.9%（196／579 名）となっており、2025（令和７）年３月の目標値 50.0%への達成は厳しい見通しであることから、今後さらに女性委員を登用する必要があります。

○防災会議の委員に占める女性の割合は、2023（令和５）年度で 25.0%（７／28 名）となっております。防災面の男女共同参画の視点からも、今後さらに女性委員を登用する必要があります。

○自治会長に占める女性の割合は、2023（令和５）年度で 1.1%（4／363 名）となっています。地域の中で固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、女性のなり手不足等が要因と考えられますが、男性が圧倒的に多いというこれまでの状況にとらわれず、女性が自治会長に登用される環境づくりを進める必要があります。

職員における管理職に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

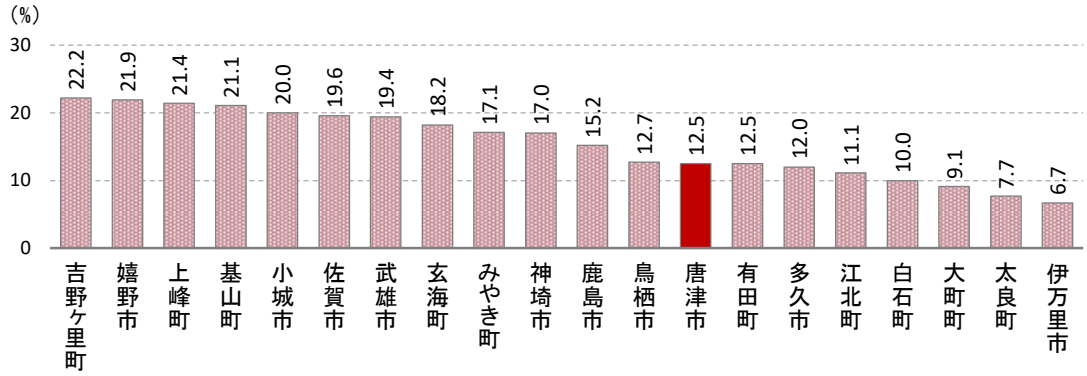

職員の一般行政職における部局長相当職に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

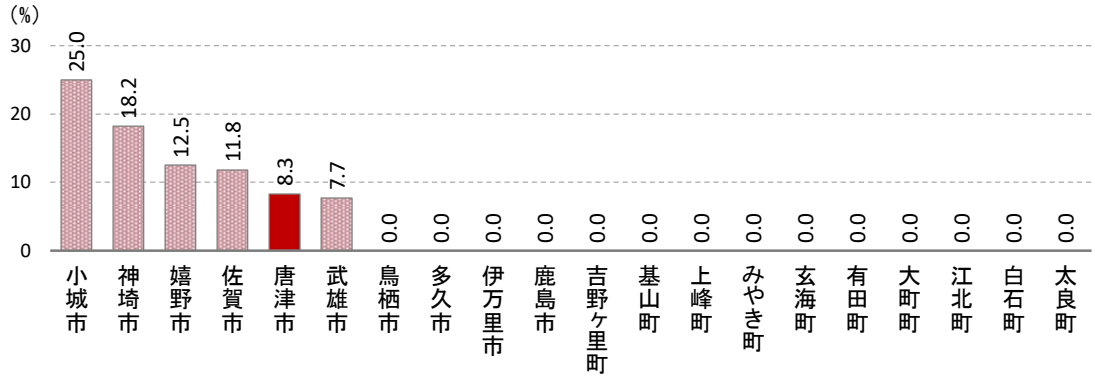

※みやき町を除く９町は、部長制を採用していないため、部長職はいない。

職員の一般行政職における課長相当職に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

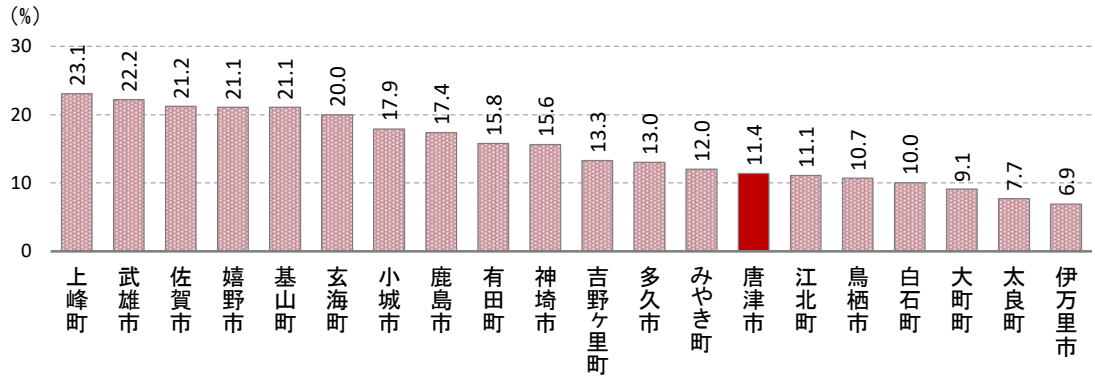

審議会等の委員に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

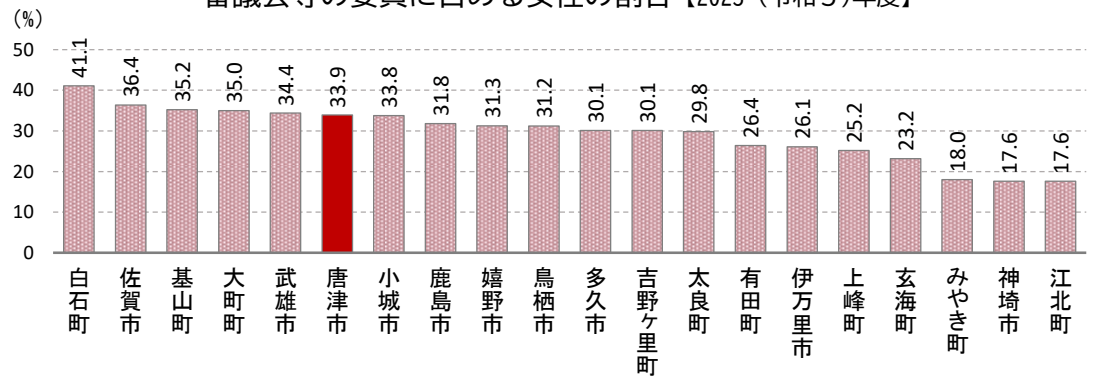

防災会議の委員に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

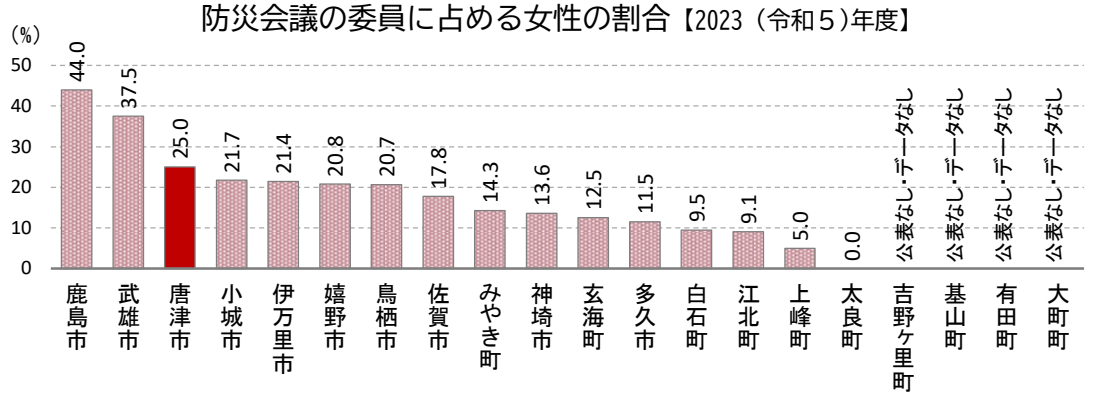

自治会長に占める女性の割合【2023（令和５）年度】

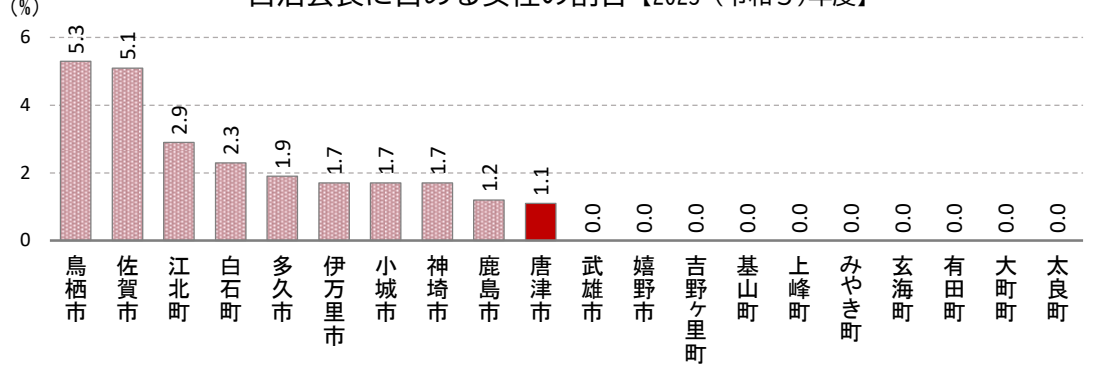

出典：内閣府　地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
（内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト）2023（令和５）年度

２．アンケート調査から見る現状と課題

計画策定の基礎資料として、市民、市職員、市内企業を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

１．概要

《実施期間》令和５年 11 月～12 月

《対象者及び回答率》

対象者	対象人数	回答数	回答率
一般市民	2,000 名	637 名	31.9%
市内の中学２年生	1,230 名	1,029 名	83.7%
市の職員	1,272 名	929 名	73.0%
市内の企業	491 社	162 社	33.0%

２．調査結果

（１）前回調査との比較　※成果指標に関する設問から抜粋

指標名　「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）

【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

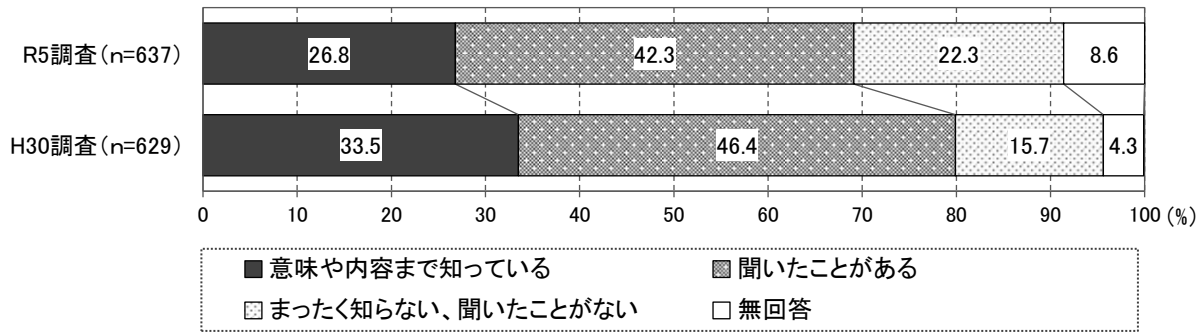

◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）

【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

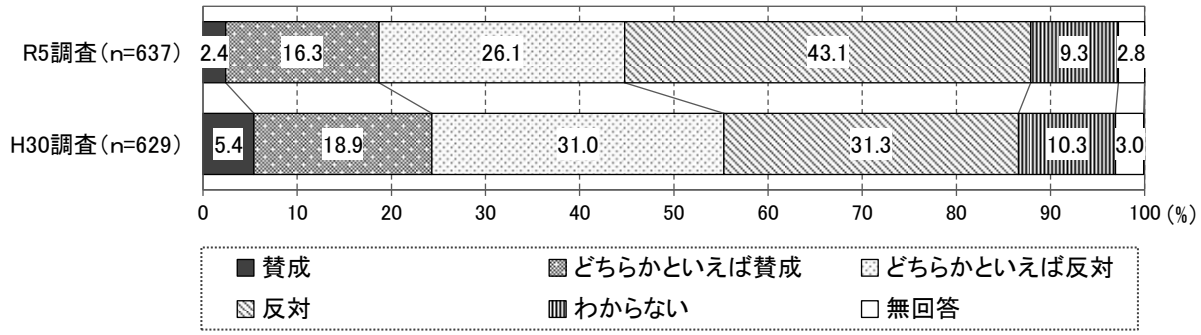

【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査

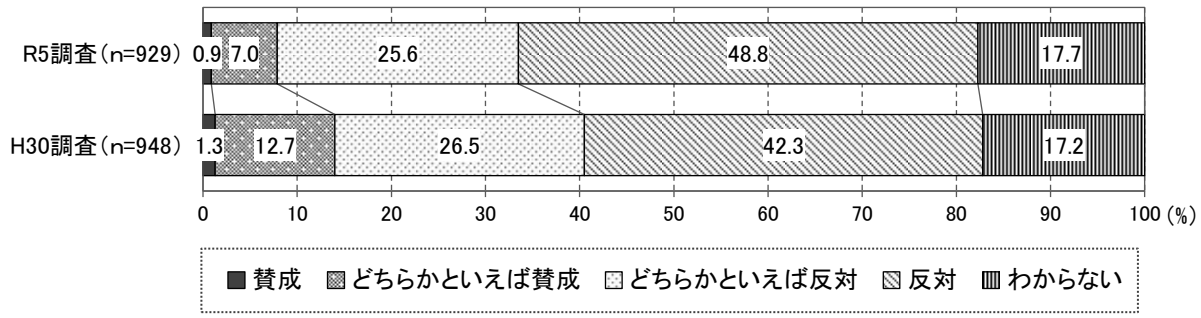

◇市民意識調査、市職員意識調査ともに、前回調査と比べて、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。

指標名　「ＤＶ」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）

【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

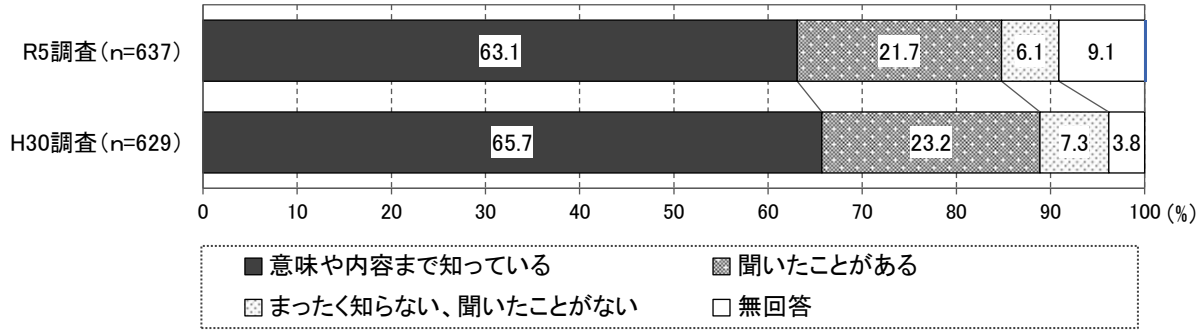

◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名　「デートＤＶ」の認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）

【出典・根拠】男女共同参画に関する中学生意識調査

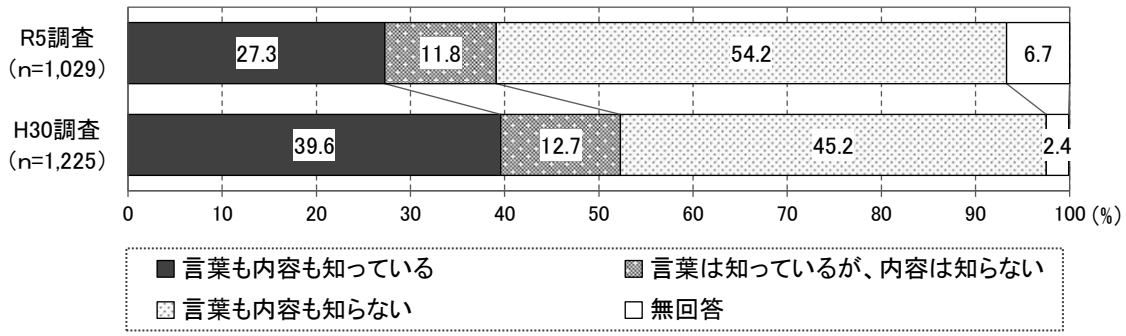

◇前回調査と比べて、「言葉も内容も知っている」と「言葉は知っているが、内容は知らない」の合計の割合は、低くなっています。

指標名　「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）

【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

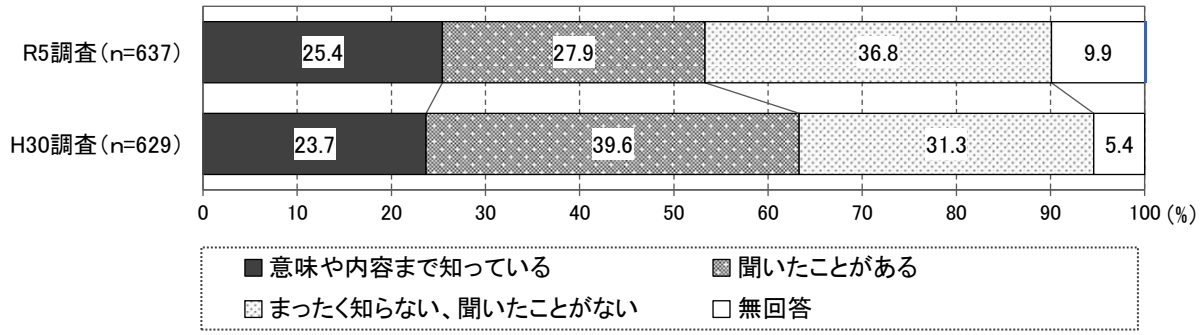

◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名　「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合

【出典・根拠】男女共同参画に関する中学生意識調査

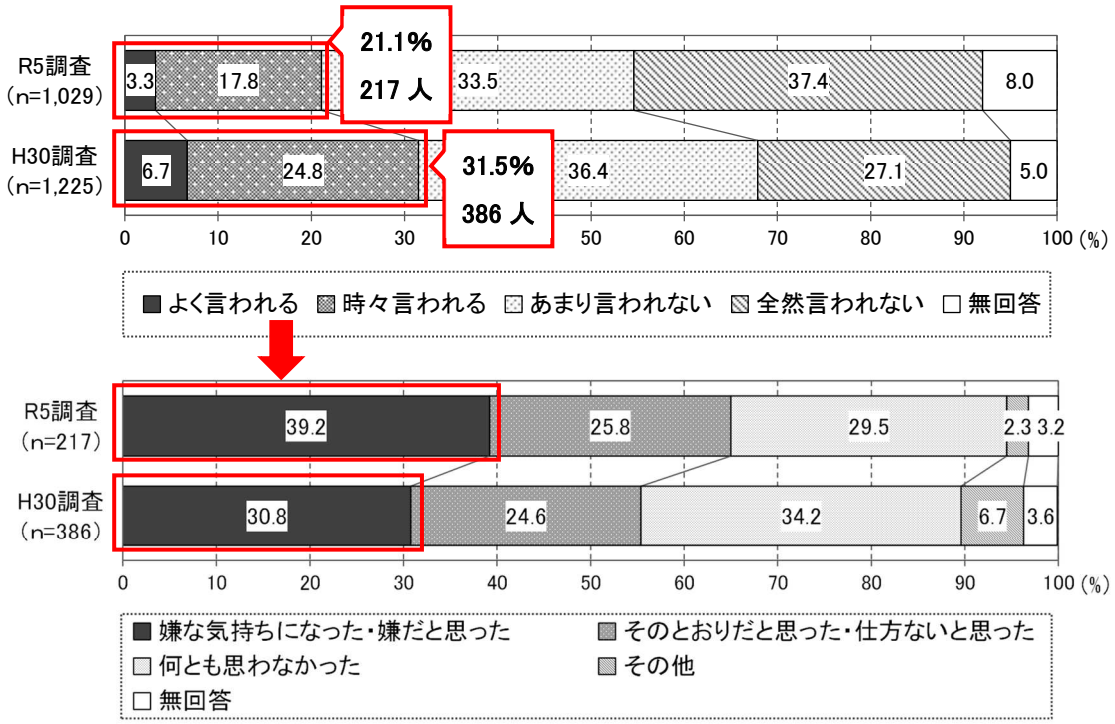

◇前回調査と比べて、「嫌な気持ちになった・嫌だと思った」の割合は、高くなっています。

指標名　市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合

【出典・根拠】女性活躍推進に関する企業アンケート調査

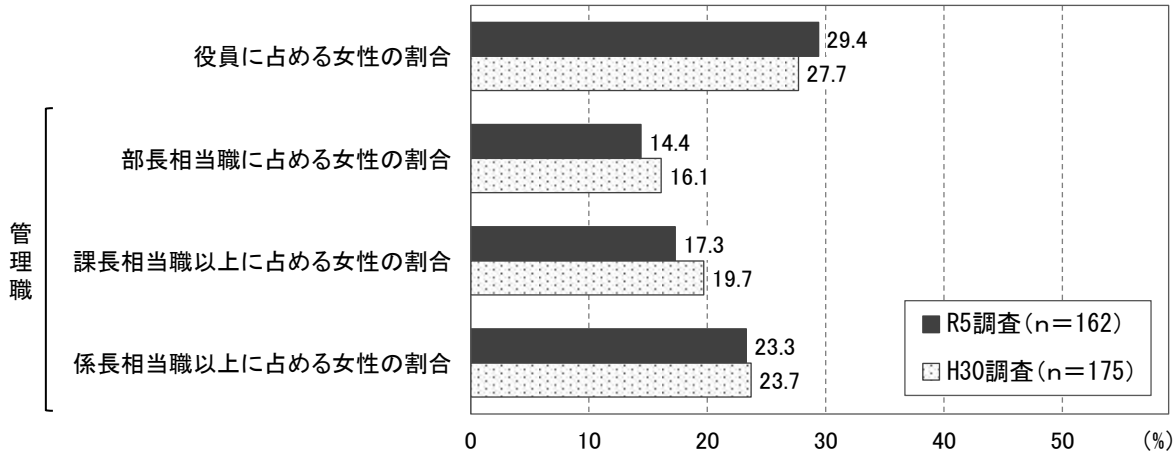

◇前回調査と比べて、「役員に占める女性の割合」は高くなっていますが、「課長相当職以上に占める女性の割合」については低くなっています。

指標名　女性活躍推進の取組を進めている企業の割合

【出典・根拠】女性活躍推進に関する企業アンケート調査

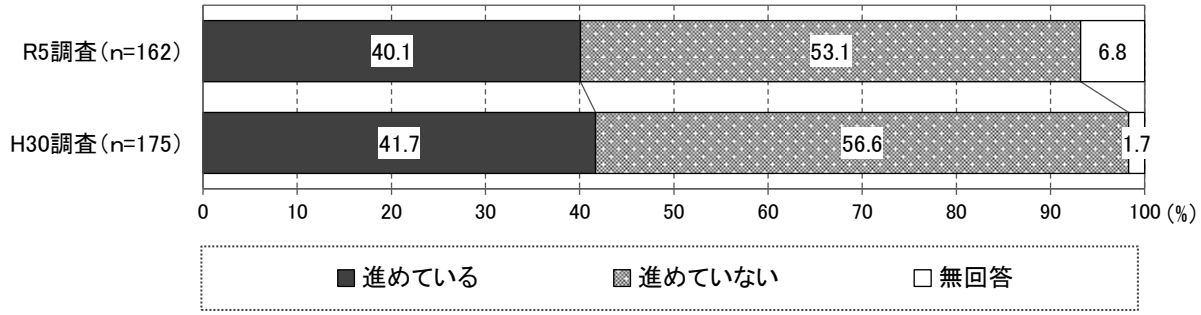

◇前回調査と比べて、女性活躍推進の取組を「進めている」割合は、低くなっています。

（２）国及び県との比較（参考）

参考として、国及び県の調査での同様の設問について、市が実施した調査結果との比較を行いました。

質問①　夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

【国】男女共同参画社会に関する世論調査（令和４年度）、
【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

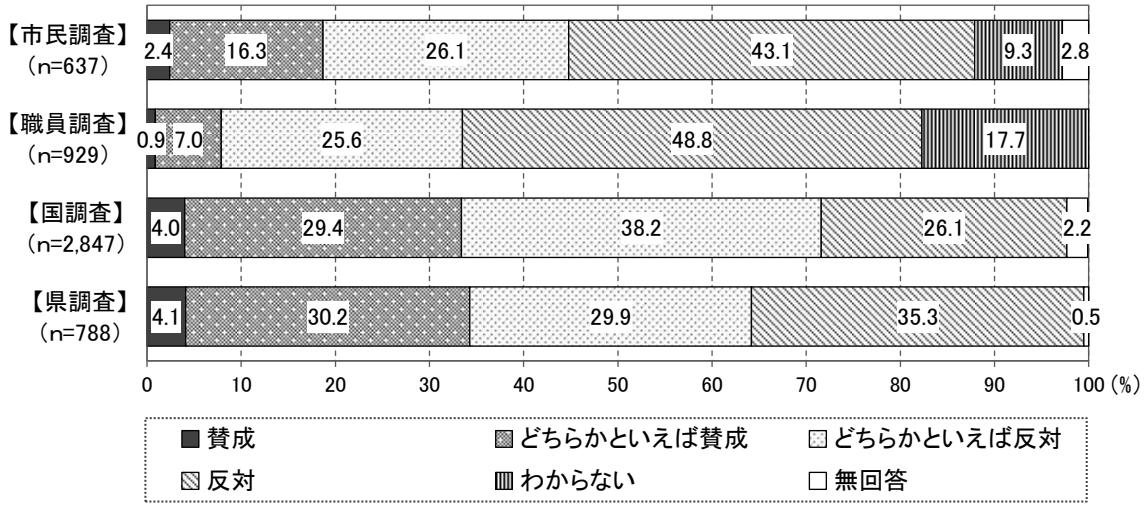

※「わからない」については、国調査及び県調査には選択肢がありません。

◇国及び県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。

質問②　一般的に男性が育児休業・介護休業を取ることが進んでいないと言われていますが、その理由は何だと思いますか。

【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

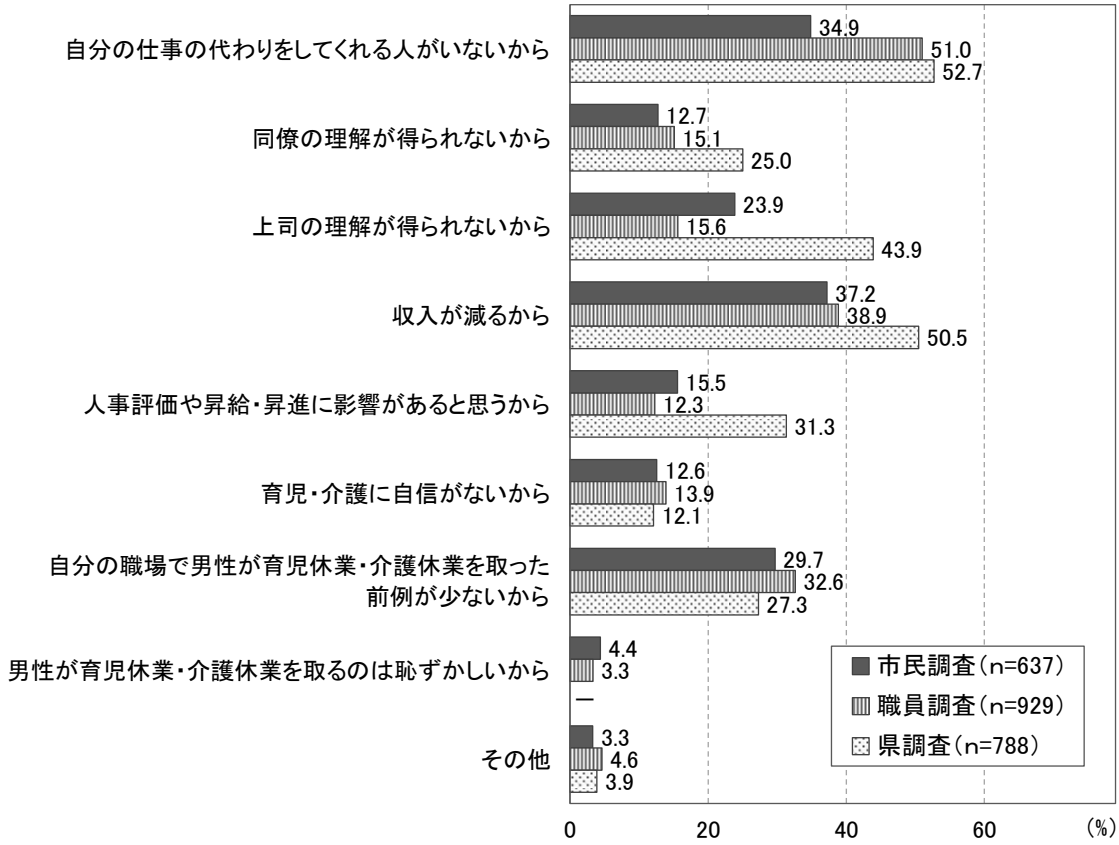

※「男性が育児休業・介護休業を取るのは恥ずかしいから」については、県調査には選択肢がありません。

◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「同僚の理解が得られないから」・「上司の理解が得られないから」という割合は低い一方で、「自分の職場で男性が育児休業・介護休業を取った前例が少ないから」という割合が高くなっています。

質問③　ＤＶをされたことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

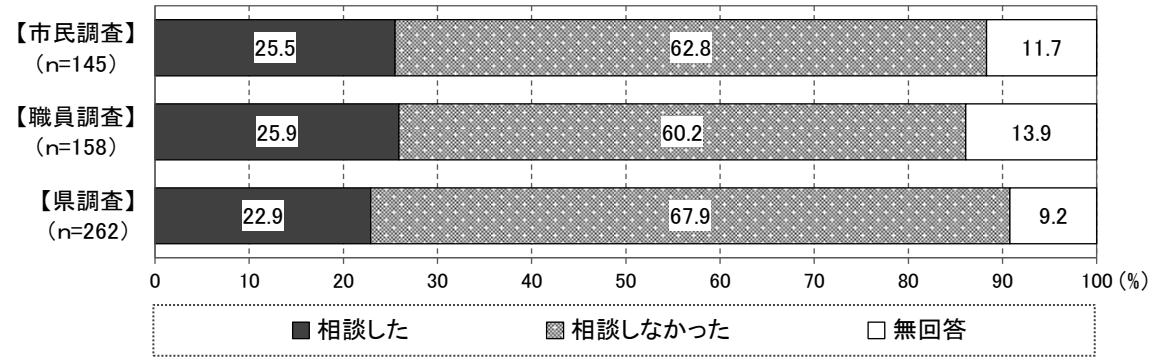

◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「相談した」という割合がやや高くなっています。

質問③－１　誰（どこ）に相談しましたか。（「相談した」と回答した方）

【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

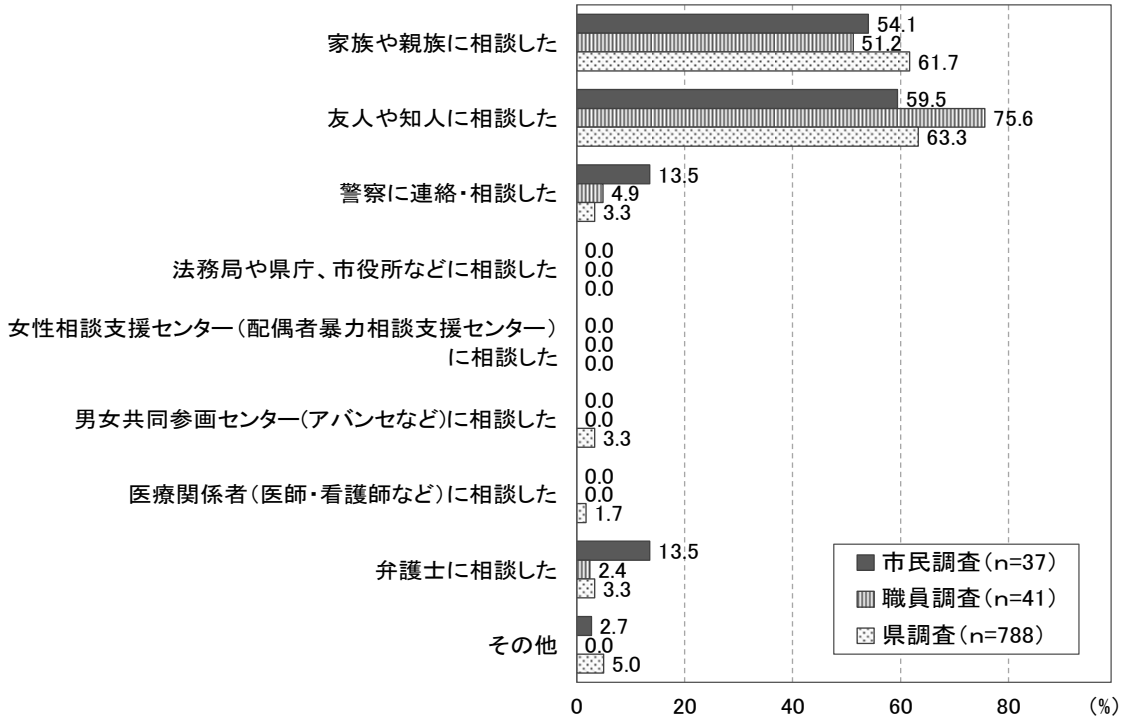

◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「警察に連絡・相談した」・「弁護士に相談した」という割合が高くなっています。

調査結果から見える傾向と課題

(1) 男女平等の意識について

○「男女共同参画社会」に関する認知度は、前回調査と比べて低くなっています。各種媒体における広報・啓発や、学校や生涯学習等における教育の実施等により、市民一人一人が男女共同参画の意義を理解することで、男女平等に関する社会全体の意識を変えていく取組が必要です。

(2) 性別による役割の固定化について

○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識は、市民・市職員ともに、前回調査と比べて、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。男性も女性同様に積極的に家庭生活にかかわることができる意識の醸成と、男性の育児休業取得等、様々な制度の浸透が必要とされます。

○「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合は、前回調査と比べて高くなっています。性別による固定的役割分担の意識はこのような性別によるイメージが大きいことから、個性や多様性を認められる社会環境の醸成に努める必要があります。

(3) ＤＶについて

○「ＤＶ」に関する認知度は、前回調査と比べて、市民では低くなっています。また、「デートＤＶ」に関する認知度は、前回調査と比べて、中学生では低くなっています。ＤＶに関する周知・啓発に努めるとともに、ＤＶの未然防止とＤＶを受けた人が相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスについて

○「ワーク・ライフ・バランス」に関する認知度は、前回調査と比べて低くなっています。性別等にかかわりなく、すべての市民が仕事と家庭生活を円満に充実して過ごすことができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発に努める必要があります。

(5) 企業における女性への対応について

○前回調査と比べて、企業における「役員に占める女性の割合」は高くなっていますが、「課長相当職以上に占める女性の割合」は低くなっています。また、女性活躍推進の取組を「進めている」と回答した企業の割合は、前回調査と比べて低くなっています。依然として就労の場においては“男性優遇”の状態も見られることから、性別等にかかわりなく、個人の能力を十分に発揮できる職場環境づくりについて、市内企業等に周知・啓発する必要があります。

3．前計画の指標の達成状況

本市では、前計画策定時に設定した各指標について、毎年度状況を把握することで、施策・事業の進捗を把握してきました。コロナ禍の影響を受けた施策・事業もありますが、結果を参考にして、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開していきます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり・社会づくり

施策の方向（1）　固定的な性別役割分担意識の解消

成果指標	目標値	計画策定時	達成度 R2	達成度 R3	達成度 R4	達成度 R5	根拠・出典
「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	100%	79.9% （H30年度）				69.1%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	70%	62.3% （H30年度）				69.2%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

活動指標	目標値	計画策定時	達成度 R2	達成度 R3	達成度 R4	達成度 R5	担当課
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	1,500人	991人 （H30年度）	276人	178人	201人	223人	男女共同参画課
人権フォーラムの参加者数	200人	100人 （H30年度）	0人	80人	70人	77人	人権・同和対策課

施策の方向（2）　幼少期からの男女共同参画意識の形成

成果指標	目標値	計画策定時	達成度 R2	達成度 R3	達成度 R4	達成度 R5	根拠・出典
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	0%	9.7% （H30年度）				8.3%	男女共同参画に関する中学生意識調査

活動指標	目標値	計画策定時	達成度 R2	達成度 R3	達成度 R4	達成度 R5	担当課
市民団体と連携した講座などの参加者数	700人	635人 （H30年度）	42人	69人	12人	195人	男女共同参画課
男性の家事・育児・介護参画を推進する講座の実施回数	40回	32回 （H30年度）	42回	32回	16回	14回	男女共同参画課、保健医療課、こども家庭課、生涯学習文化財課

※Ｒ２～Ｒ４年度の達成度が斜線の欄は、調査が５年毎に実施されるため、実績がないものです。

施策の方向（3） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
審議会等委員に占める女性の割合	40%（早期）更に50%を目指す（女性委員がいない審議会をなくす）	33.3% （H30年度）	36.0%	36.2%	38.0%	38.4%	唐津市公的審議会等女性委員登用率
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
唐津市女性人材バンク登録者数	30人	20人 （H30年度）	20人	31人	30人	31人	男女共同参画課

施策の方向（4） 市役所での取組強化

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	100%	68.8% （H30年度）				69.2%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
男女共同参画に関する職員研修の実施回数	毎年1回以上	1回 （H30年度）	2回	2回	2回	2回	人事課
管理職に占める女性の割合	16%	12.5% （H31.4.1現在）	13.2%	12.3%	11.6%	12.5%	人事課
男性職員の育児休業取得率	5%	0% （H30年度）	6.6%	11.1%	19.5%	29.7%	人事課
職員一人当たりの年次休暇取得率	65% （平均13日）	55.5% （11.1日） （H30年度）	49.5%	57.8%	59.4%	63.9%	人事課

基本目標2 安全・安心な社会づくり

施策の方向（1） 地域防災における男女共同参画の推進

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
消防団員に占める女性の割合	2%	1.3% （H31年度）	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	佐賀県内の女性団員の割合2.3%（H31.4.1現在）に準じる
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回	15回 （H30年度）	29回	32回	36回	40回	危機管理防災課

施策の方向（2） 生涯を通じた心身の健康支援

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
がんの検診受診率 （乳がん検診は、2年に1回） ※R3年度から県統一の算出方法で算出	50%	子宮頸がん 42.3% （H30年度）	26.7%	50.1%	51.6%	50.0%	唐津市保健事業 子宮頸がん 20～69歳 乳がん 40～69歳
		乳がん 25.3% （H30年度）	16.3%	52.6%	52.9%	54.3%	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
特定健康診査の受診率	60%	41.3% （H30年度）	33.6%	33.8%	34.5%	36.8%	保険年金課
特定妊婦の数 （支援計画を立てた数）	―※1	119人 （H30年度）	134人	107人	94人	126人	保健医療課

施策の方向（3） 暮らしに困難を抱えた人への支援

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
（ひとり親家庭） 自立支援教育訓練給付金受給者数	―※1	4人 （H30年度）	2	3人	2人	1人	こども家庭課
（ひとり親家庭） 高等職業訓練促進給付金受給者数	―※1	23人 （H30年度）	19	13人	13人	16人	こども家庭課
公民館などでの人権研修・講座の開催数	170回	155回 （H30年度）	132回	92回	119回	115回	生涯学習文化財課

※1　数値の増減で成果を表すことが適当でない指数は、目標値を「ー」としています。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向（1） 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	25%	19.7% （H30年度）				17.3	女性活躍推進に関する企業アンケート調査
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	50%	41.7% （H31年度）				40.1	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	43事業所	28事業所 （H30年度）	29事業所	30事業所	47事業所	48事業所	男女共同参画課

施策の方向（2） 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
女性農業委員数（全19人）	7人	2人 （H31年度）	2人	2人	2人	2人	唐津市農業委員会
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
家族経営協定の締結数	197件	167件 （H31.3月末）	167件	166件	162件	163件	農業委員会

施策の方向（3） ワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	100%	63.3% （H30年度）				53.3%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	0人	50人 （R1.5月現在）	121人	29人	56人	32人	こども家庭課

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

施策の方向（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
夫婦間における次のような行為を”暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】 友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】 必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】 避妊に協力しない	①～③ 100%	①～③ ―% ※2				① 50.9% ② 53.7% ③ 48.5%	調査対象としていなかったが、今後認知度を上げることで認識の向上を促進する
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	100%	88.9% （H30年度）				84.8%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
「デートDV」の認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	60%（早期）更に100%を目指す	52.3% （H30年度）				39.1%	男女共同参画に関する中学生意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
DV防止啓発セミナーなどの参加者数	80人	48人 （H30年度）	27人	0人	24人	31人	男女共同参画課

※2 計画策定時の現状値を把握できなかったものは、「ー」で表示しています。

◆前計画の施策の方向（２）及び（３）については指標設定がなかったため、記載していません。

第４章　計画の理念と体系

１．基本理念

本市では、これまでの計画において「男女共同参画社会の実現」を目指した施策・事業を展開してきました。引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を基に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、前計画の「男女共同参画社会の実現」を引き継ぎます。

これまでの取組を参考にしながら、本計画を着実に実行していくことで、基本理念の実現に向けた様々な施策・事業をさらに推進していくこととします。

《本計画の基本理念》

男女共同参画社会の実現

２．基本目標

本計画で目指す基本理念を実現するため、次の４つの基本目標を設定して男女共同参画の施策・事業を推進します。

基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進には、性別等にかかわらない人権の尊重と男女共同参画の正しい理解を進めることが必要です。そのため、市民に対して各種啓発活動や学校教育により男女共同参画に関する意識醸成を図るとともに、まずは市役所が率先して男女共同参画の実現に資する取組を進めます。

基本目標２　あらゆる分野での女性活躍の推進

「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「女性活躍推進法」の施行により、社会全体での女性活躍推進の動きは拡大している一方、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、子育て世帯に対する支援の強化や、男性の家庭生活への参画が求められます。そのため、市内事業所に対する男女共同参画に関する啓発等を行い、性別等にかかわりなく能力を発揮しやすい職場づくりを進めるとともに、仕事と生活の両立ができるよう支援します。

また、市の政策や地域での方針の決定過程において、性別に関わらず多様な意見を反映するため、市の政策・方針決定過程における女性参画を推進します。

基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。配偶者や交際相手からの暴力を指すＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント(※)、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

特にＤＶは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。

このような状況を改善していくため、まずはＤＶを正しく理解し、個人のみではなく社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進し

ます。
　また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実等、様々な庁内の部署や庁外の関係機関との連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

基本目標４　安全・安心な社会づくり

　近年、集中豪雨や地震等の自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、平時における地域住民同士のつながりが希薄になっていることや、災害時の避難所等における女性のニーズへの対応が十分でないこと等が指摘されています。特に災害時は地域課題が顕著に現れるため、女性の意見も取り入れた避難所運営マニュアルの作成等により、平時から地域防災体制の構築に努めることが必要です。
　また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や特有のがん等の健康問題に直面する可能性があります。性別等にかかわりなく健康であり続けることが自らの幸せにつながるため、生涯にわたる心身の健康について様々な支援を実施します。
　さらに、ひとり親家庭、高齢者、障がい者（児）、外国人や性的マイノリティ等、あらゆる状況の様々な立場の方に対する支援をすることで、安全・安心な社会づくりに取り組みます。
　女性であることにより生活上の困難な問題を抱える女性に対しては、それぞれの意思を尊重しながら、心身の状況などに応じた最適な支援が受けられるような体制を整え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

３．計画体系

◆計画の基本理念◆

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策
１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	１－１　固定的な性別役割分担意識の解消
	１－２　幼少期からの男女共同参画意識の形成
	１－３　市役所での取組強化
２　あらゆる分野での女性活躍の推進 ※唐津市女性活躍推進計画（第３次）	２－１　職場における男女共同参画と女性活躍の推進
	２－２　農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
	２－３　政策･方針決定過程への女性の参画促進
	２－４　ワーク･ライフ･バランスの推進
３　男女間の暴力のない社会づくり ※唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第４次）	３－１　男女間のあらゆる暴力の根絶
	３－２　相談体制の整備と被害者支援の充実
	３－３　被害者の保護･支援に向けた関係機関との連携強化
４　安全・安心な社会づくり	４－１　地域防災における男女共同参画の推進
	４－２　生涯を通じた心身の健康支援
	４－３　誰一人取り残さないための支援
	４－４　困難な問題を抱える女性への支援 ※唐津市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

第５章　施策の展開

基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

１－１　固定的な性別役割分担意識の解消

【施策の方向】

制度や慣行等、社会の様々な分野にいまだに根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する意識の浸透や理解の促進に努める必要があります。

多様な媒体による広報や講座の実施等により、市民が男女共同参画の意義を理解し、社会制度や慣行の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
フォーラム、講演会などの開催	○男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを行う。	男女共同参画課
	○人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和対策課
	○人権標語を募集する。 ○公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を開催する。	生涯学習文化財課
広報・啓発の促進	○男女共同参画週間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女共同参画課 人権・同和対策課 生涯学習文化財課
男女共同参画の視点に立った広報の実施	○市が発行する広報物及び広報媒体において、男女共同参画の視点に立った表現とする。	広聴広報課
様々な手段を活用した意識啓発と情報発信	○配布物には市のホームページなどにつながるＱＲコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。 ○男女共同参画に関するパネルやチラシなどの情報発信コーナーを常設する。	男女共同参画課
	○人権パネルや、人権作文の掲示を行う。 ○人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和対策課

主な取組	内容	担当課
関連図書の展示・貸出	○男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ○関連する出版物を積極的に収集し、男女共同参画課や市民に紹介する。	近代図書館

②男女共同参画に関する調査、情報収集

主な取組	内容	担当課
男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	○国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。	男女共同参画課

１－２　幼少期からの男女共同参画意識の形成

【施策の方向】

次代を担うこどもや青少年に対して男女共同参画に関する意識を形成するためには、幼少期から男女が互いの人格や個性を尊重して協力し合う心を養うことが重要です。

そのため、家庭や地域において、男女平等の視点に立った学びの機会を提供するとともに、こどもたちが互いの人権を尊重して男女共同参画の意識が醸成できるよう、学校教育における男女共同参画の推進に取り組みます。

【具体的な施策】

①家庭や地域での男女共同参画の推進

主な取組	内容	担当課
家庭にかかわる意識の形成	○男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。 ○家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。	男女共同参画課 生涯学習文化財課
	○父親向けのミニブック（冊子）を母子健康手帳交付時に配布し、子育ての意識啓発を行う。	保健医療課
市民団体と連携した学習機会の提供	○各団体などが開催する集会などと併せて、出前講座を開催する。	男女共同参画課

主な取組	内容	担当課
こどもの体験活動にかかわる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発	○地域活動の核となる公民館事業において、全ての講座に誰でも参加できるよう周知し、男女共同参画の意識向上に努める。	生涯学習文化財課
青少年の相談窓口の整備	○６歳から１９歳までの青少年とその家族の心の問題の相談や支援を行う。	生涯学習文化財課

②学校等での男女共同参画教育の推進

主な取組	内容	担当課
教職員の意識向上の推進	○固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。 ○男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。 ○女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。	学校教育課
学校での人権・男女平等教育の推進	○各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。	学校教育課
	○人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。 ○中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。	生涯学習文化財課
	○学校で開催するこども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。	男女共同参画課

１－３　市役所での取組強化

【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けて、その考え方を具体化するためには、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性の理解を深め、率先して行動することが重要です。

このため、職員に対する啓発と男女共同参画意識の徹底・向上に取り組みます。また、職員の意識向上をより具体的・実践的に進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職への女性の登用促進等、唐津市特定事業主行動計画（※）に基づき、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組みます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進

主な取組	内容	担当課
男女共同参画の意識の徹底、向上	○職員の男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を行う。	人事課
管理職の女性職員登用の促進	○性別にかかわらず、キャリア形成を支援するとともに、意欲や能力に応じた適正な配置に努める。	人事課
セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	○職員相談員による相談受付など相談窓口の充実及び周知を行うとともに、職場環境の整備を行う。	人事課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○事務の効率化・簡素化、時間外勤務の縮減、休暇取得率の向上、早出遅出勤務の活用など働き方の見直しと、仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課

基本目標２　あらゆる分野での女性活躍の推進

２－１　職場における男女共同参画と女性活躍の推進

【施策の方向】

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の施行にともない、男女が共に働き続けられる条件が整備されつつあります。性別等にかかわりなく個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用の機会均等と待遇の確保等、職場環境の充実が求められます。そのため、「働き方改革関連法」等関係法令の情報提供をはじめ、事業所への広報や周知啓発に努め、柔軟な働き方を選択できる職場づくりを啓発します。

また、あらゆるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント(※)、マタニティ・ハラスメント(※)、ＳＯＧＩハラスメント(※)等）は、性別や年齢等を問わず重大な人権侵害です。ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる市内の企業もありますが、取組を進めることができていない企業も少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為防止の啓発等に取り組みます。

【具体的な施策】

①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

主な取組	内容	担当課
広報・啓発活動の推進	○男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。 ○女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ○男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。	商工振興課
	○経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。	男女共同参画課
企業の取組促進に向けた支援	○女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。	男女共同参画課
	○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課

②ハラスメント防止対策の推進

主な取組	内容	担当課
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	○職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課
企業への人権教育啓発の推進	○企業における身近な人権問題である「セクハラ」、「パワハラ」、「女性」、「高齢者」、「性的マイノリティ」、「同和問題」そのほかの人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。	人権・同和対策課 生涯学習文化財課

２－２　農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

【施策の方向】

男性と同様に女性もまた農林水産業や商工自営業の担い手として重要な役割を担っています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、仕事と日常生活の区別がつけにくく、特に女性は家事等の負担を担うことが多いことから長時間労働になりやすくなっています。また、性別や世代による固定的役割分担意識や男性上位の慣習・慣行が未だに根強く残っていることが見られるため、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。このため、女性が男性と対等に経営や意思決定過程に参画できるよう、性別や世代による固定的役割分担意識や、女性の技術・能力向上に向けた情報提供等に努めます。

さらに、子育てや介護等で離職した女性の再就職に向けて、職業訓練等の能力開発や求人等の情報提供を行います。

そのほか、女性が起業する際の課題として、家事や育児・介護との両立に加えて、ビジネスにおける知識や経験が不足していること等が考えられます。このため、起業に関する制度や相談窓口の情報提供等､起業に必要な支援に取り組みます。

【具体的な施策】

①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

主な取組	内容	担当課
労働環境の整備促進	○農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を助言・指導する。	農政課 農地林務課 水産課
	○家族経営協定の普及や締結の支援を行うとともに就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会

主な取組	内容	担当課
女性の参画促進に向けた情報提供	○国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課

②女性の就業・起業支援

主な取組	内容	担当課
再就職やスキルアップに関する情報提供	○関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。	就業推進室 男女共同参画課
	○再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	就業推進室 男女共同参画課
起業に関する情報提供	○起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。	商工振興課
	○経営の多角化・複合化や６次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課
起業・経営相談窓口の開設	○起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課
スキルアップの促進	○経営の多角化・複合化や６次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課

２－３　政策・方針決定過程への女性の参画促進

【施策の方向】

多様な視点や価値を反映した社会を実現するため、性別等にかかわりなく多様な意見を反映できる環境を整えていく必要があります。

女性自身も様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことができるよう、各種審議会等委員への女性登用を進めるとともに、女性人材の育成等を支援することで、あらゆる分野での女性参画の促進に取り組みます。

【具体的な施策】

①公的審議会等への女性委員の登用促進

主な取組	内容	担当課
女性委員登用に向けた意識啓発	○女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女共同参画課
唐津市女性人材バンク登録者の拡大	○審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女共同参画課

②あらゆる分野における女性の参画促進

主な取組	内容	担当課
人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの開催と情報提供	○あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の開催や情報提供を行う。	男女共同参画課
男女共同参画を推進する市民グループ、団体などとの連携強化	○地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習文化財課

２－４　ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

性別等にかかわりなく互いに支え合いながら円満な家庭生活を過ごすためには、職場での長時間労働の解消や育児休業・介護休業等の取得促進、フレックスタイム(※)制度や在宅勤務の導入等、柔軟な働き方ができる環境づくりが大切です。

男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。また、育児、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるよう、子育て支援・介護支援等の更なる充実に取り組みます。

【具体的な施策】

①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
ワーク･ライフ･バランスの意識啓発・情報提供の実施	○市民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。 ○先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課
	○長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。	商工振興課
多様な働き方の推進	○企業に多様な働き方の情報提供を行う。 ○短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。	商工振興課

②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

主な取組	内容	担当課
子育て支援の充実	○未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 ○放課後児童クラブの環境整備を進める。 ○私立の保育所、認定こども園等の老朽化に伴う施設改修の補助を行い、園児の安全性を確保し保育環境を充実する。 ○多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 ○唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進する。 ○NPO 法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援にかかわる団体への支援を充実する。	こども家庭課

主な取組	内容	担当課
子育て支援の充実	○安心してこどもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 ○電子母子手帳（からつっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。	保健医療課
介護支援の充実	○家族介護の悩みや介護サービス（在宅・施設）利用など関する相談体制を充実する。 ○介護支援の環境を充実し、制度の情報提供を行う。	地域包括支援課 高齢者支援課

基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり

３－１　男女間のあらゆる暴力の根絶

【施策の方向】

配偶者からの暴力（ＤＶ）、恋人等からの暴力（デートＤＶ）等は、外部から発見が困難な家庭内や親密な関係で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、性別等による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識等の社会状況があると言われています。

このため、全ての市民がＤＶへの理解を深めるとともに、若い世代へのＤＶ予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を一層推進します。

【具体的な施策】

①暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
広報・啓発活動の促進	○市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ○ＤＶの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。 ○街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。	男女共同参画課
	○高齢者や障がい者（児）のＤＶ被害防止について、窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行うとともに、ホームページ等で啓発・情報提供などを行う。	地域包括支援課 障がい者支援課
	○男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ○関連する出版物を積極的に収集し、市民に紹介する。	近代図書館
災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	○出前講座や研修などで、性犯罪やＤＶなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。	危機管理防災課

②若年者に対するDV予防教育の推進

主な取組	内容	担当課
ＤＶ予防教育の推進	○佐賀県ＤＶ総合対策センターが行うＤＶ未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。 ○若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。	男女共同参画課 学校教育課
	○小学校高学年や中学生などに、デートＤＶ防止の啓発を行う。	学校教育課

３－２　相談体制の整備と被害者支援の充実

【施策の方向】

ＤＶの被害者は、女性だけでなく、男性や、性的マイノリティの人、外国人等も含まれています。また、中学生・高校生等の若い世代のＤＶ被害もあります。このため、誰もが安心して相談できる体制の整備と相談窓口の周知に取り組みます。

また、緊急時の被害者支援には、関係機関との連携による安全な避難場所の確保が必要です。被害者情報の徹底管理と二次被害の防止に向けて、従事する職員の意識向上にも取り組みます。

さらに、ＤＶ被害者の自立した生活の支援には、仕事や住宅、生活費の確保、こどもの就学問題等、多くの分野に課題がまたがり様々な手続きが必要となります。このため、関係部署が連携して被害者の自立に向け、精神的な支援も含め、包括的な支援を行います。

【具体的な施策】

①相談窓口の周知と相談体制の整備

主な取組	内容	担当課
相談窓口の周知	○唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。 ○佐賀県ＤＶ総合対策センターが設置している男性・性的マイノリティのＤＶ被害者や、加害者全般の相談窓口を市ホームページや市報、リーフレットなどで周知する。 ○国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知する。	男女共同参画課

	○児童相談所や庁内の部署と連携して、ＤＶや児童虐待などの相談窓口を周知する。	こども家庭相談室 男女共同参画課
	○佐賀県多文化共生さが推進課や公益財団法人佐賀県国際交流協会、市内の日本語教室と連携して、外国人市民に対しＤＶ防止の相談窓口を周知する。	地域づくり課
あらゆる人に対する相談体制の充実	○プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。 ○相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように支援員の資質向上に努める。 ○日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 ○児童虐待の通告からＤＶ発見につながるケースが増加しているため、こどもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。	こども家庭相談室
	○こどもの発達に伴う様々な困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実する。 ○乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談対応と支援を行う。 ○妊娠期からＤＶや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行う。	保健医療課

※ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。ここでは、高齢者、障がい者（児）等に対する「虐待」とは区別し、パートナーまたは元パートナー（高齢者、障がい者（児）等のパートナーまたは元パートナーを含む。）間の暴力についての取組を記載しています。ただし、こどもへの虐待については、こどもの目の前で行われる夫婦喧嘩等（面前ＤＶ）とも関連が深いため記載しています。

②被害者の安全確保の徹底

主な取組	内容	担当課
情報の管理意識の向上	○「ＤＶ被害者関連窓口用手引き」の更新と活用を徹底する。 ○被害者情報の管理徹底と二次被害防止のため、職員を対象とした研修を実施する。	男女共同参画課
	○学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有に当たっては、被害者とこどもの情報管理を徹底する。	こども家庭相談室 学校教育課
安全確保の周知	○被害者の個人情報保護を徹底する。 ○被害者に本人通知制度や支援措置について説明する。 ○本人通知制度を市報や市のホームページなどで周知する。	市民課

③被害者支援の充実

主な取組	内容	担当課
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	○被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。	建築住宅課
こどもへの配慮や支援	○被害者のこどもが保育所などへの入所や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	こども家庭相談室 学校支援課
	○特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の、個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	○支援員（母子・父子自立支援員）による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。	こども家庭相談室

３－３　被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

【施策の方向】

ＤＶ被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関等の協力が必要不可欠です。様々な立場にある人が、ＤＶ被害に気づき、関係機関に情報提供や通報を行う体制が正しく機能するよう連携を図ります。

また、ＤＶ被害者にとって最善の支援を円滑に行うため、被害者の意思を尊重しながら、関係機関が共通の理解と認識を持ち、相談・保護・自立という段階に応じた切れ目のない支援を連携して行います。

【具体的な施策】

①関係機関との連携強化

主な取組	内容	担当課
関係機関との連携体制強化	○県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、様々なケースに対応する。 ○相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。 ○緊急時や夜間の相談には、警察や女性相談支援センターと連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やそのこどもなどの安全を確保する。	こども家庭相談室
	○庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年１回以上行い、連携体制を強化する。	男女共同参画課
	○専門の相談機関との連携を強化し、アルコールや薬物依存と関連した相談を適切な機関につなぐ。	保健医療課
苦情に対する適正な対応	○相談・保護・支援を行う職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。	こども家庭相談室

基本目標４　安全・安心な社会づくり

４－１　地域防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出し等の女性の負担が大きかったことや性別により異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと等が指摘されています。

「唐津市地域防災計画」(2023（令和５）年８月改訂)において、「男女共同参画の視点に立ち、防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大等、男女双方の視点からの防災体制の充実に努める」とあることから、地域防災の推進にあたり、性別等にかかわりなく責任と役割をもって取り組むため、男性の視点に偏りがちな防災分野について、女性の視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主な取組	内容	担当課
市民の防災体制の構築の奨励や支援	○自主防災組織の設立や活動を支援する中で、出前講座などを通して、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努める。	危機管理防災課
多様なニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	○女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着（女性による配布）など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。	危機管理防災課
地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	○男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。	危機管理防災課
災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	○国、県や他の自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。	男女共同参画課

②防災分野への女性の参画促進

主な取組	内容	担当課
消防団への女性の参加促進の啓発	○予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課
防災分野への女性の積極的参加の啓発	○自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。 ○自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課

４－２　生涯を通じた心身の健康支援

【施策の方向】

本市では、市民に対する各種健（検）診や相談・指導等、生涯にわたる健康づくりを計画的に実施していますが、女性の心身の状態はライフステージ(※)により大きく変化するとともに、妊娠・出産等に直面する際は特に留意する必要があります。また、男性は、性別役割分担意識の影響により、仕事の重圧や弱音の吐きづらさ等、精神的に孤立しやすいといわれています。男性が抱える不安や生きづらさを緩和するための配慮も求められます。

このため、性別等にかかわりなく相談支援体制を強化することで、生涯にわたる健康の維持・増進を支援するとともに、女性においては、妊娠・出産期に関する支援に取り組みます。また、女性の「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）(※)」の視点も含めた正しい知識と情報を得るための啓発や相談支援に取り組みます。

【具体的な施策】

①性の違いに応じた心と身体の健康づくりの推進

主な取組	内容	担当課
身体の健康づくりの場の確保	○生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課 保健医療課
特定健康診査などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	○がん検診の受診を促進する。	保健医療課
	○特定健康診査の受診を促進する。 ○特定保健指導の参加を促進する。	保険年金課
	○生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課 保健医療課

主な取組	内容	担当課
健康相談の充実	○定期的に健康相談会を開催する。	保健医療課
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	○広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課
メンタルヘルスケア、心の病を予防する対策の充実	○ゲートキーパーや民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課
県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	○健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課
健康づくりイベントの開催	○生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	スポーツ振興課

②妊娠・出産に関する理解の促進

主な取組	内容	担当課
男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	○同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行う。 ○身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。	保健医療課
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	○母子健康手帳交付時に妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談支援できる体制の周知を図るとともに、相談、保健指導を行う。	保健医療課
周産期医療体制の充実	○妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親とこどもの健康を守る。	保健医療課

４－３　誰一人取り残さないための支援

【施策の方向】

現在の社会情勢として、核家族化が進んで共働き家庭が増加する中、家庭における子育て、介護・介助の負担が女性に多いことを考え、ひとり親家庭への支援や介護サービス、障害福祉サービス等の充実に努めます。

このほか、外国人市民が、必要な情報を入手し、安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を進めます。

また、性的マイノリティとされる人たちは、周囲の無理解や偏見等により差別的な言動に苦しみや生きづらさを感じていることがあります。このため、本市においても、性的マイノリティに関する理解を進め、性的指向(※)や性自認にかかわりなく互いに認め合えるまちづくりを進めます。

【具体的な施策】

①様々な状況にあっても安心して暮らせる環境の整備

主な取組	内容	担当課
生活に困難な問題を抱える人への支援	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センター相談支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、困難解消に向けた包括的な支援を行う。	生活保護課
ひとり親家庭の自立支援	○ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ○ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。	こども家庭相談室
ひとり親家庭の居住支援	○ひとり親世帯の優先入居（抽選回数２回）を実施する。	建築住宅課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	○高齢者の生活支援体制を整備する。 ○高齢者の見守り体制づくりを推進する。	地域包括支援課 高齢者支援課
	○高齢者の生きがいづくりに努め、社会参加を促進する。 ○在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。	高齢者支援課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	○障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。 ○専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、	障がい者支援課

主な取組	内容	担当課
	社会参加や自立を支援する。 ○緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。 ○聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実する。	

②あらゆる人の人権尊重と理解の促進

主な取組	内容	担当課
啓発活動の推進	○「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。 ○企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高める。	人権・同和対策課
人権研修の実施	○あらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座等を活用しながら啓発と情報提供を行う。	生涯学習文化財課
多文化共生社会の推進	○多様な文化への理解を深めるための多文化共生や国際交流に関する事業を実施する。 ○外国人市民が、必要な生活情報を入手でき、暮らしやすい地域づくりを推進する。 ○市役所窓口等において、やさしい日本語や多言語対応を進め、外国人市民が相談や行政手続きがしやすいように配慮する。	地域づくり課
性的マイノリティに対する周知と理解の促進	○ホームページ、広報誌等を通じた啓発活動を行い、性的マイノリティに対する理解を促進する。 ○学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供する。 ○「唐津市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ制度（※）を運用し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努める。	学校教育課 生涯学習文化財課 人権・同和対策課
相談窓口の周知	○法務局が設置する人権相談や、佐賀県ＤＶ総合対策センターが設置する性的マイノリティに関する相談窓口を、市ホームページや市報などで周知する。 ○民間の支援団体の情報提供を行う。	人権・同和対策課

４－４　困難な問題を抱える女性への支援

【施策の方向】

女性をめぐる課題は、性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭関係の破綻等、複雑化・複合化してきています。特に、コロナ禍においてこれらの課題が表面化したため、2022（令和４）年５月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和６）年４月に施行されました。本市においても、関係機関と連携して様々な困難な問題を抱える女性をサポートできるように努めます。

【具体的な施策】

①女性が抱える生活上の困難な問題への理解の促進

主な取組	内容	担当課
女性が抱える困難な問題の啓発	○女性が抱える困難な問題の背景にあるジェンダー問題に関する理解促進のための啓発を行う。	男女共同参画課

②困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実

主な取組	内容	担当課
相談窓口の周知と充実	○相談窓口案内カードが困難な問題を抱える女性の手に届くように設置を工夫する。 ○複雑化・複合化する女性問題に関する相談業務を継続的に実施する。 ○専門の女性相談支援員のスキル向上のための研修に参加する。 ○県の専門機関と連携し、広域的・総合的な相談支援体制の整備を行う。	男女共同参画課 こども家庭相談室

③困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

主な取組	内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援【4-3 の再掲】	○ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ○ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。	こども家庭相談室
ひとり親家庭の居住支援【4-3 の再掲】	○ひとり親世帯の優先入居（抽選回数２回）を実施する。	建築住宅課

主な取組	内容	担当課
学校や公共施設における「生理の貧困(※)」に配慮した支援	○市内小・中学校や公共施設のトイレに生理用品や相談窓口案内カードを設置する。	関係各課
生活に困難な問題を抱える人への支援 【4-3 の再掲】	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センター相談支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、困難解消に向けた包括的な支援を行う。	生活保護課
子育てに困難な問題を抱える人への支援	○子育てに様々な困難を抱える人に対し、支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、一人一人の状況に応じた包括的な支援を行う。	こども家庭相談室

④困難な問題を抱える女性の就労支援

主な取組	内容	担当課
生活に困難な問題を抱える女性の就労支援	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センターが、関係機関と連携し、就労ができる環境の調整やその他就労につなげる支援等を行う。	生活保護課

第６章　計画の推進

１．計画の推進体制

（１）唐津市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に関する施策は、様々な分野にまたがり、本計画をより実効性のあるものにするためには、全庁的な取組が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取組を進めるとともに、部長職などで組織する「唐津市男女共同参画推進本部」で、計画の進捗状況を定期的に把握します。

（２）唐津市男女共同参画推進協議会

市民、学識経験者、社会的な貢献を行う団体等で組織し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」で、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

（３）関係機関・団体等との連携

男女共同参画に係る施策を効果的に推進するため、国・県をはじめ、関係機関・団体等との連携・協力体制を一層強化します。

また、企業や市民団体等の人権にかかわる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、男女共同参画の普及・浸透に努めます。

２．計画の管理と評価

本計画は、ＰＤＣＡサイクル(※)に基づき、毎年度、施策の実施状況や活動指標の達成度等を取りまとめて、公表します。

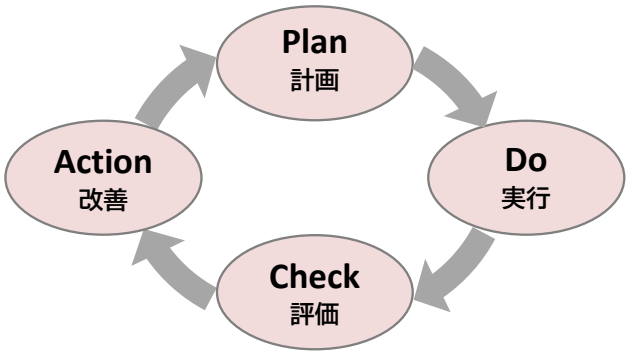

３．成果指標・活動指標一覧

（１）成果指標一覧

「成果指標」とは、本計画の施策・事業の「効果」を示す指標であり、以下に設定された目標値（５年後）に向けて、本計画の施策・事業を着実に進めていきます。

指標名	現状値	目標値 （R11 年度）	出典･根拠	計画体系
基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり				
「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	69.1% （R5 年度）	90%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1－(1)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	69.2% （R5 年度）	80%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1－(1)
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく･女らしく」などと性別で「らしさ」を決められたくないと思う中学生の割合	－%	100%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1－(2)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	74.4% （R5 年度）	100%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査	1－(3)
市職員の管理職に占める女性の割合	13.2% （R6.4.1 現在）	20%	唐津市特定事業主行動計画	1－(3)
市男性職員の育児休業取得率	27.0% （R5 年度）	２週間以上 85%	唐津市特定事業主行動計画	1－(3)
市職員一人当たりの年次休暇取得率	64.0% （R5 年度）	70% （平均 14 日）	唐津市特定事業主行動計画	1－(3)

※　現状値の把握ができていないものは「－」で表示しています。

指標名	現状値	目標値 (R11 年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標２　あらゆる分野での女性活躍の推進				
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	17.3% (R5 年度)	25%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	2－(1)
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	40.1% (R5 年度)	60%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	2－(1)
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	48 事業所 (R5 年度)	80 事業所	女性の活躍推進佐賀県会議	2－(1)
女性農業委員数（全 19 人）	2 人 (R5 年度)	６人	唐津市農業委員会	2－(2)
審議会等委員に占める女性の割合	38.4% (R5 年度)	50%	唐津市公的審議会等女性委員登用率	2－(3)
「ワーク・ライフ・バランス（仕事とプライベートのバランス）が取れている」と感じている人の割合	29.5% (R5 年度)	40%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	2－(4)
基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり				
夫婦や恋人間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 50.9% ② 53.7% ③ 48.5% (R5 年度)	①～③ 60%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3－(1)
「ＤＶ」の認知度（配偶者やパートナーなど親密な関係にある(または、あった)者からの暴力のことを知っている）	84.8% (R5 年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3－(1)

指標名	現状値	目標値 （R11 年度）	出典・根拠	計画体系
基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり				
「デートＤＶ」の認知度（恋人など交際相手（または元交際相手）からの暴力のことを知っている）	39.1％ （R5 年度）	70％	男女共同参画に関する中学生意識調査	３－(1)
基本目標４　安全・安心な社会づくり				
消防団員に占める女性の割合	1.1％ （R5 年度）	２％	唐津市消防団	４－(1)
がんの検診受診率 （乳がん検診は２年に１回）	子宮頸がん 50.0％ 乳がん 54.3％ （R6.5 月末）	60％	唐津市の保健事業 子宮頸がん 20 歳以上 乳がん 40 歳以上	４－(2)
特定健診実施率	36.8％ （R6.6 月末）	60％	唐津市国民健康保険第３期保健事業実施計画	４－(2)
不安や悩みのある人の相談先で「相談する相手がいない」を選択する女性の割合	3.8％ （R4 年度）	０％	唐津市地域福祉計画市民意識調査	４－(4)

（２）活動指標一覧

「活動指標」とは、本計画の施策・事業の「達成度」を示す指標であり、以下に設定された目標値（５年後）に向けて、本計画の施策・事業を着実に進めていきます。

施策の方向	指標名	現状値	目標値 （R11 年度）
基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり			
(1)固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	223 人 （R5 年度）	600 人
	人権フォーラムの参加者数	77 人 （R5 年度）	90 人

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R11 年度)
(2)幼少期からの男女共同参画意識の形成	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する公民館の数	４館 (R5 年度)	５館
	市民団体と連携した講座などの参加者数	195 人 (R5 年度)	400 人
(3)市役所での取組強化	男女共同参画に関する職員研修の実施回数	２回 (R5 年度)	２回
基本目標２　あらゆる分野での女性活躍の推進			
(1)職場における男女共同参画と女性活躍の推進	女性活躍推進セミナーなどの開催数	３回 (R5 年度)	年 1 回以上
(2)農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定の締結数	163 件 (R5 年度)	170 件
(3)政策・方針決定過程への女性の参画促進	唐津市女性人材バンク登録者数	31 人 (R5 年度)	35 人
基本目標３　男女間の暴力のない社会づくり			
(1)男女間のあらゆる暴力の根絶	ＤＶ防止啓発セミナーなどの開催数	1 回 (R5 年度)	年 1 回以上
(2)相談体制の整備と被害者支援の充実	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員、母子・父子自立支援員に関する研修の受講	11 回 (R5 年度)	13 回
基本目標４　安全・安心な社会づくり			
(1)地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織、住民向け防災説明会等実施	40 回 (R5 年度)	30 回
(2)生涯を通じた心身の健康支援	糖尿病型（HbA1c6.5%）の人への保健指導実施率	77.3% (R5 年度)	80%
(3)誰一人取り残さないための支援	公民館などでの人権研修・講座の開催数	115 回 (R5 年度)	120 回
(4)困難な問題を抱える女性への支援	相談窓口案内カードの設置施設数	114 施設 (R5 年度)	300 施設

資料編

１．用語の解説

あ　行

■育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

労働者が子育てや家族の介護を行う際に、仕事と家庭生活を両立できるように支援することを目的とした法律で、育児休業・介護休業・子の看護休暇等の取組が定められている。2021（令和３）年６月公布の改正では、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講じている。

■一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、事業所が自社の女性の活躍に関する状況の把握や管理職への女性登用など具体的な取組内容をまとめたもの。一定数の労働者を雇用する企業に、策定・公表が義務付けられている。

■ＳＤＧｓ（エスディ―ジーズ）（Sustainable Development Goals）

2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のこと。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画として 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。

■エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

か　行

■グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和、環境問題など世界的問題の解決のために提携すること。

■ケアワーク

生活全般の場面において世話や介護が必要な人に対する支援のこと。また社会的養護領域の施設でこどもたちの世話をする保育士や児童指導員等の職種を総合してケアワーカーとしている施設もある。社会的養護領域以外でも、高齢者福祉や障害福祉分野でも使われる。

■コミットメント

「かかわりあい」「委任」「言質(げんち)」を指す。具体的には、責任をもってかかわること、責任をもってかかわることを明言すること、責任を伴う約束のこと。

■困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援するために制定された法律で、地方公共団体の役割や、相談の充実等が定められている。

さ　行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダー・ギャップ

各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の４つ分野のデータから作成し、毎年発表している。

■仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約

仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う、初の国際労働基準。2019（令和元）年６月、スイス・ジュネーブで世界 187 カ国の政府と労働者・使用者の団体が参加したＩＬＯ創立 100 周年記念総会において、採択された。この条約で、暴力とハラスメントは、「人権侵害または虐待となり得、平等な機会に対する脅威であり、許容できず、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と相容れない」と認識され、これまで明確に定義されてこなかった「仕事の世界における暴力とハラスメント」についで定義づけられた。加盟国は、条約の定義に適合するように、暴力とハラスメントを法律で定義し、禁止することが求められる。

■Ｇ７女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ

2018（平成 30）年６月にカナダ・ケベック州にて開催されたＧ７シャルルボワ・サミットで、日本は、途上国の女児・少女・女性のための質の高い教育、人材育成のために２億ドルの支援の約束を発表した。「女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」が採択され、日本はスリランカをパートナーとして同国のＷＰＳ行動計画策定及び紛争寡婦を含めた女性世帯への経済的エンパワーメントの支援を決定した。

■女子差別撤廃条約

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性や能力を存分に発揮できる社会を実現するための法律。女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用などの基本原則のほか、国や、地方公共団体及び一定規模以上の事業所における女性活躍の基本方針と行動計画の策定や、それに関する情報公開を義務付けている。

■女性起業家資金イニシアティブ

途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援実施を目的として世界銀行内に設立される基金。支援内容は、女性起業家等に対する資金支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力等。ドナー国から２億ドル及びリスク軽減措置により動員される民間資金等を合わせて 10 億ドル超の資金を利用可能とすることを目指す。

■性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

■性的マイノリティ

性的少数者のこと。「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。ＬＧＢＴ、セクシュアルマイノリティとも呼ばれている。

■生理の貧困

経済的な理由などで生理用品を購入することが難しい状態にあること。

■セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えること。

■仙台防災枠組

2015（平成 27）年３月に仙台市で開催された「第３回国連防災世界会議」で採択された、災害リスクの大幅な削減を目的とした国際防災の枠組・具体的な目標のこと。事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better)」、多様な主体の参画による管理、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーターシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。

■ＳＯＧＩハラスメント

ＳＯＧＩとは、Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ）の頭文字をとった言葉であり、ＳＯＧＩハラは、「ソジハラ」や「ソギハラ」と読まれ、性的指向やジェンダーアイデンティティに関して行われる嫌がらせや差別的言動等のハラスメントを意味する。

た　行

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

■男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的としている。1997（平成９）年６月、それまで努力義務であった採用・昇進・教育訓練等での差別が禁止規定になるなど、大幅な改正が行われ、2006（平成 18）年６月には、２度目の改正がされている。

■デートＤＶ

交際相手からの身体的もしくは心理的、性的、経済的な暴力のこと。

■特定事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」として、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境作りに向けて、採用から管理職への登用に至るまで、あらゆる段階において女性の職業生活における活躍の取組を進めていくための行動計画を策定し、公表することが義務付けられている。

■ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者や生活の本拠をともにする交際相手など親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

■ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

「ＤＶ防止法」は超党派の女性議員による議員立法で成立し、2001（平成 13）年 10 月に施行された。この法律は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的にしたものである。その中核となる支援施設は、配偶者からの暴力相談支援センター・婦人相談所とし、民間のシェルターなどにも委託できる。被害者の保護に関しては、医師等には通報及び必要な情報提供を行うよう、また通報を受けた警察官には必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。被害者の申し立てにより裁判所は、加害者に６ヵ月間の接近禁止命令や２週間の住居からの退去命令等を出すことができ、命令に違反した場合は懲役または罰金に処せられる。

は　行

■パートナーシップ制度

各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度のこと。制度を利用することで、公営住宅の入居や公立病院での面会等、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなる。

■ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすること。

■パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のこと。

■ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

■フレックスタイム

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

■包摂的な社会

すべての人々を排除せず、ともに生きることができる社会を目指す考え方のこと。

ま　行

■マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産に当たって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

ら　行

■ライフステージ

人間の一生において、出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・介護・退職等、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいう。

■リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。近年では、特にデジタル化と同時に生まれる新しい職業や、仕事の進め方が大幅に変わる職業につくためのスキル習得を指すことが増えている。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、妊娠したい人、したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛・非性愛の人）を問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。

「リプロダクティブ・ライツ」とは、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、産む・産まない、いつ・何人こどもを持つかなど「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利のこと。

■レジリエント

回復力や弾性（ひずみを元に戻す性質）等の意味を持つ英語。人や組織等のビジネス分野でもレジリエントの言葉が使われる。例えば、ビジネス上の危機等、困難な状況に対処するしなやかさや強靱な回復力を身に付け、問題点の解決や人・組織の成長につなげていくというもの。自然災害等からの回復力の意味にもレジリエントが使われる。

わ　行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、自己啓発等も充実させること。

２．唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成22年６月８日
告示第177号

（設置）
第１条　本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、唐津市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び協議する。
(1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関すること。
(2) 男女共同参画推進に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
(3) 計画の進捗状況及び成果の点検並びにその評価に関すること。
(4) 前３号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のため、市長が必要と認めること。
（平30告示172・一部改正）
（組織）
第３条　協議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、市民、学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体のなかから市長が委嘱し、又は任命する。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
２　協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。
（平29告示95・一部改正）
（意見の聴取等）
第７条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　協議会の庶務は、地域交流部男女共同参画課において処理する。
（平24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172　・令4告示123・一部改正）
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附　則
この要綱は、告示の日から施行する。
附　則（平成24年告示第169号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成25年告示第92号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成 27 年告示第 96 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成 28 年告示第 95 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成 29 年告示第 95 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成 30 年告示第 172 号）

この要綱は、平成 30 年８月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第 123 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

３．唐津市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年１月１日
告示第22号

（設置）
第１条　本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　本部は、次に掲げる事務を処理する。
（1）男女共同参画推進に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
（2）計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
（3）前２号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関すること。
（平27告示226・平30告示172・一部改正）
（組織）
第３条　本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
２　本部長は、地域交流部長をもって充てる。
３　副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。
４　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（1）唐津市部設置条例（平成17年条例第６号）第１条の部及び局の長、消防長、上下水道局長、教育委員会教育部長、議会事務局長、会計管理者、ボートレース企業局次長及び市民センター長の職務にある者
（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（平17告示209・平19告示98・平21告示113・平22告示131・平25告示92・平26告示142・平27告示96・平27告示226・平28告示95・平29告示73・平29告示223・平30告示64・平30告示172・令２告示41・令４告示123・一部改正）
（本部長及び副本部長の職務）
第４条　本部長は、本部の会務を総理する。
２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。
２　本部の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
（幹事会）
第６条　本部に、所掌事務を調査研究させるため、男女共同参画推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
３　幹事長は、地域交流部男女共同参画課長をもって充てる。
４　幹事は、職員のうちから幹事長が指名する。
５　幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の会議を招集する。
６　幹事長は、幹事会の研究の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。
（平17告示209・平21告示113・平22告示131・平成24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172・令４告示123・一部改正）
（庶務）
第７条　本部の庶務は、地域交流部男女共同参画課において処理する。
（平17告示209・平21告示113・平22告示131・平24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172・令４告示123・一部改正）

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年１月１日から施行する。

附　則(平成17年告示第209号)

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則(平成19年告示第98号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成21年告示第113号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成22年告示第131号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成24年告示第169号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成25年告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成26年告示第142号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成 27 年告示第 96 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成 27 年告示第 226 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成 28 年告示第 95 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成 29 年告示第 73 号)

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則(平成 29 年告示第 223 号)

この要綱は、平成 29 年７月１日から施行する。

附　則(平成 30 年告示第 64 号)

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則(平成 30 年告示第 172 号)

この要綱は、平成 30 年８月１日から施行する。

附　則(令和４年告示第 123 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

４．唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿

（任期：令和６年 10 月１日～令和８年９月 30 日）

氏　　名	主な役職・所属等
岩本　伎未	唐津市女性人材バンク登録者
上野　景三	西九州大学副学長
浦田　丈夫	唐津農業協同組合統括部長
大薗　勇次郎	唐津市公民館連合会（呼子公民館館長）
加茂　蔵	唐津商工会議所常務理事
川﨑　聡子	唐津商工会議所総務企画課課長
小出　雅子	呼子町女性防火クラブ会計
小峰　朋子	唐津市女性人材バンク登録者
杉山　陽子	佐賀県立男女共同参画センター （佐賀県 DV 総合対策センター）　コーディネーター
田坂　茜	弁護士（佐賀県弁護士会）
田代　惠美子	唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”庶務
田中　学	唐津地区小中学校校長会（平原小学校校長）
中村　恭子	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会唐津支部 （昭和幼稚園・なかよし保育園園長）
古川　俊彦	唐津市社会福祉協議会事務局次長
吉村　多恵子	特定社会保険労務士（佐賀県社会保険労務士会）

※委員　15 人　　（50 音順）

５．本計画策定の経過

年	月　日	内　容
令和５年	８月 17 日	令和５年度第１回唐津市男女共同参画推進協議会会議
	11 月１日	令和５年度第１回唐津市男女共同参画推進本部会議
	11 月 13 日～12 月 13 日	「第５次唐津市男女共同参画基本計画」策定のための中学生意識調査
	11 月 14 日～12 月８日	「第５次唐津市男女共同参画基本計画」策定のための職員意識調査
	11 月 22 日～12 月 12 日	「第５次唐津市男女共同参画基本計画」策定のための市民意識調査
	11 月 22 日～12 月 12 日	「第５次唐津市男女共同参画基本計画」策定のための企業アンケート調査
令和６年	２月 19 日	令和５年度第２回唐津市男女共同参画推進協議会会議
	３月５日～22 日	「第５次唐津市男女共同参画基本計画」策定のための関係団体アンケート
	７月１日	令和６年度第１回唐津市男女共同参画推進本部会議
	７月 23 日	令和６年度第１回唐津市男女共同参画推進協議会会議
	11 月 19 日	令和６年度第２回唐津市男女共同参画推進本部会議
	11 月 29 日	令和６年度第２回唐津市男女共同参画推進協議会会議
	12 月 10 日～令和７年１月 10 日	パブリックコメント実施
令和７年	○月○日	令和６年度第３回唐津市男女共同参画推進本部会議
	○月○日	令和６年度第３回唐津市男女共同参画推進協議会会議

6．男女共同参画社会基本法

平成 11 年６月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次
前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体におけ

る方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女　共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関　する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）
第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

7．配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
改正：令和５年６月 14 日法律第 53 号

目次
前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する基本的な事項
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）
第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）
第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に

対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必

要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合にお

いて、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命

令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、

第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当　該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する　経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）　抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日

二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

8．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年９月４日法律第 64 号
改正：令和４年６月 17 日法律第 68 号

目次
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）
第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事

業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生　労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に

関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与につ

いて、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

３　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の

関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定によ

る業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日

二　略

三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第

六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

９．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和４年５月 25 日法律第 52 号
改正：令和４年６月 17 日法律第 68 号

目次
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）
第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）
第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）
第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日

本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

２　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であ　った者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

１０　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

１１　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

５　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

６　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施　行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施

行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

唐津市男女共同参画基本計画（第５次）

発行年月：令和７年３月

発行：唐津市 地域交流部 男女共同参画課
〒847-8511　佐賀県唐津市西城内１番１号
TEL：0955-72-9111（代表）／FAX：0955-72-9180